

杉並区男女共同参画行動計画

～ 理解・信頼・支えあいの共同参画社会をめざして～

－ 平成25年度～29年度 －

進捗状況調査報告書

(平成25年度実績)

平成27年2月

杉 並 区

はじめに

杉並区は、基本構想に「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」を区の将来像として掲げ、男女共同参画の視点からその実現をめざすため、平成25年2月に「杉並区男女共同参画行動計画～理解・信頼・支えあいの共同参画社会をめざして～（平成25年度～29年度）」（以下「行動計画」という。）を策定しました。

行動計画では、計画に掲げた事務事業の実績内容を明らかにし、その着実な推進と実効性の確保を図るため、進捗状況調査を毎年度実施し公表することとしています。そこで、今回の調査から、それぞれの事業についての区担当課による自己評価をもとに、成果指標等の数値目標を踏まえて重点テーマごとの総合評価を行い、進捗状況についてより詳細な評価・検証を行うこととしました。

この報告書は、行動計画の初年度となる平成25年度における進捗状況調査の結果を取りまとめたものですが、公表にあたって杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見もあわせて掲載しています。

区では、行動計画に掲げる取組等の改善に引き続き努めながら、男女共同参画社会の実現をめざしてまいりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。

平成27年2月

杉並区区民生活部男女共同参画担当課

杉並区男女共同参画都市宣言

人は歴史を創り 人は未来を創る

思いやりの心をもとに

男女が 性別を超え 世代を超え

互いに個性や能力を尊重し

さまざまな分野に参画し

心豊かな 明日の世代へ夢をつなげ

平等と平和の輪を広げるため

杉並区は

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成9年12月1日



目 次

1 行動計画の概要	
(1) 計画の目的	
(2) 計画の性格・位置付け	
(3) 計画期間	
(4) 目標と重点テーマ	
(5) 計画の推進	
2 進捗状況調査の概要	3
3 行動計画の体系（目標別）	4
4 計画全体の評価	6
(1) 事業ごとの評価	6
① 重点テーマごとの評価	6
② 目標別の課題ごとの評価	7
(2) 成果指標等に基づく評価	8
5 重点テーマ・事業の進捗状況（担当課評価）	10
(1) 重点テーマ1 男女共同参画の推進による支えあい共につくる地域社会の実現	10
(2) 重点テーマ2 困難な状況に置かれた人々にとっての男女共同参画の推進	14
(3) 重点テーマ3 区立男女平等推進センターのさらなる活性化	18
6 目標Ⅰ～Ⅴの進捗状況（担当課評価）	20
(1) 目標Ⅰ あらゆる分野で男女が個性や能力を発揮できる社会づくり	20
課題1 政策や方針の意思決定における女性の参画の拡大	20
課題2 地域活動における参画の場と機会の提供	22
課題3 地域防災における男女共同参画の推進	28
(2) 目標Ⅱ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	30
課題1 仕事と生活が調和した働きやすい環境の整備	30
課題2 事業者と社会の意識啓発の促進	36
(3) 目標Ⅲ 生活上の困難を有する男女への支援	38
課題1 ひとり親家庭への支援	38
課題2 障害者への支援	40
課題3 要介護高齢者等への支援	42
課題4 就労支援の推進	46
(4) 目標Ⅳ 人権が尊重される社会の形成	48
課題1 男女共同参画を阻害する暴力の根絶	48
課題2 生涯にわたる心と体の健康支援	54
(5) 目標Ⅴ 男女共同参画を推進する社会づくり	56
課題1 男女共同参画に関する普及啓発	56
課題2 男女平等に関する教育・学習の推進	58
課題3 推進体制の充実	58
7 杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見	62
参考資料	
杉並区男女共同参画推進区民懇談会運営要綱	64
杉並区男女共同参画推進区民懇談会第8期委員名簿	65
男女共同参画社会基本法	66

1 行動計画の概要

(1) 計画の目的

○平成20年度に策定した「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」を改定し、これまでの男女共同参画の取組を踏まえるとともに、基本構想の策定を機に施策をなお一層推進していくため、名称も「杉並区男女共同参画行動計画」と改めて策定しました。

(2) 計画の性格・位置付け

- この行動計画は、男女共同参画社会の実現をめざすため、区の基本的考え方や目標を示すとともに、関連する施策・事業を体系化したものです。
- 基本構想に掲げる10年後の杉並区の将来像「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」に向けて、男女共同参画の視点からその実現をめざす計画であるとともに、杉並区総合計画を上位計画とする計画として位置付けます。あわせて、その他の区の各分野における計画との整合性を図り、策定した計画です。
- 男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。
- 行動計画の目標Ⅳは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」として位置付けます。

(3) 計画期間

○平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間とします。ただし、杉並区総合計画の改定と合わせ、必要な見直しを行うものとします。

(4) 目標と重点テーマ

- 本行動計画は、従前の行動計画が掲げていた基本目標の理念を継承しつつ、区における男女共同参画の現状やこれまでの取組状況等を踏まえたうえで、特に力を入れるべき3つの重点テーマと5つの目標を定め、男女共同参画社会の実現をめざします。
- また、各目標のもとの取組を構成する事業の中で、3つの重点テーマに深く関わる38の事業を重点事業として位置付け、取り組んでいくこととします。

(5) 計画の推進

- 行動計画には、保健福祉、産業振興、まちづくり、教育等、幅広い分野の施策が盛り込まれているため、総合調整を行う推進体制が必要です。このため、区では庁内推進組織である「男女共同参画推進会議」のもと、必要な調整を図りながら、男女共同参画に関する総合的な施策を推進していきます。
- また、成果指標等の数値目標を踏まえ、事務事業の進捗状況調査を毎年度実施し公表するとともに、その成果等を評価・検証するため、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」などを定期的に行い、今後の取組等の改善につなげていきます。
- なお、評価・検証にあたっては、学識経験者、公募区民、地域団体等代表で構成する「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」の意見を十分に踏まえて行います。

2 進捗状況調査の概要

(1) 調査の目的

○「杉並区男女共同参画行動計画」（平成25年度～29年度）の進捗状況を明らかにし、各事業の着実な推進と実効性の確保を図るため、平成25年度の事業の実績について、区担当課の評価を含む進捗状況調査の結果をとりまとめ区民に公表します。

(2) 調査の概要

○杉並区男女共同参画行動計画事業122事業（うち再掲事業15事業）についての担当課による事業ごとの評価、及び各成果指標等に基づく評価をそれぞれ行っています。

①事業ごとの評価

■事業の評価は、以下の評価基準により行っています。

評価指数	評価基準
6	目標を達成している。(100%)
5	目標をほぼ達成している。(80%以上)
4	前年度と同水準で推移している。(50%以上)
3	目標に向けて取組を進めているが、予定された水準に達していない。(30%～)
2	事業の方針の見直しに伴い目標の変更があった。
1	突発的事象により目標達成が困難だった。

■総合評価は、事業を6点満点として、その合計点を取組ごとに4段階評価を行いました。総合評価基準は以下のとおりです。

総合評価指数	総合評価基準
A	80%以上
B	50%～80%未満
C	30%～50%未満
D	30%未満

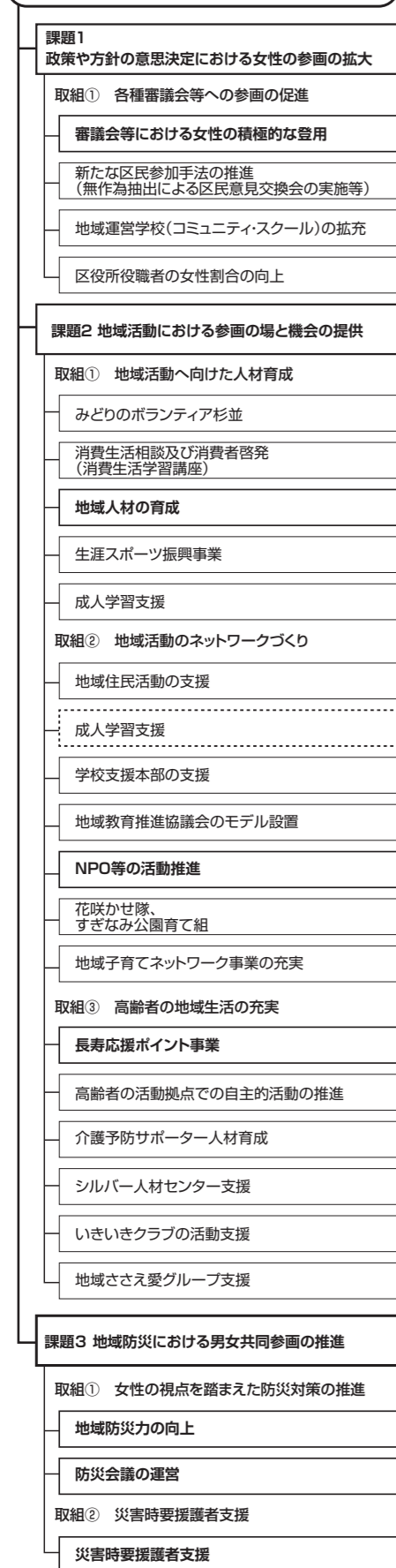
②成果指標等に基づく評価

成果指標等の出典となる各種調査結果等から評価を行いました。

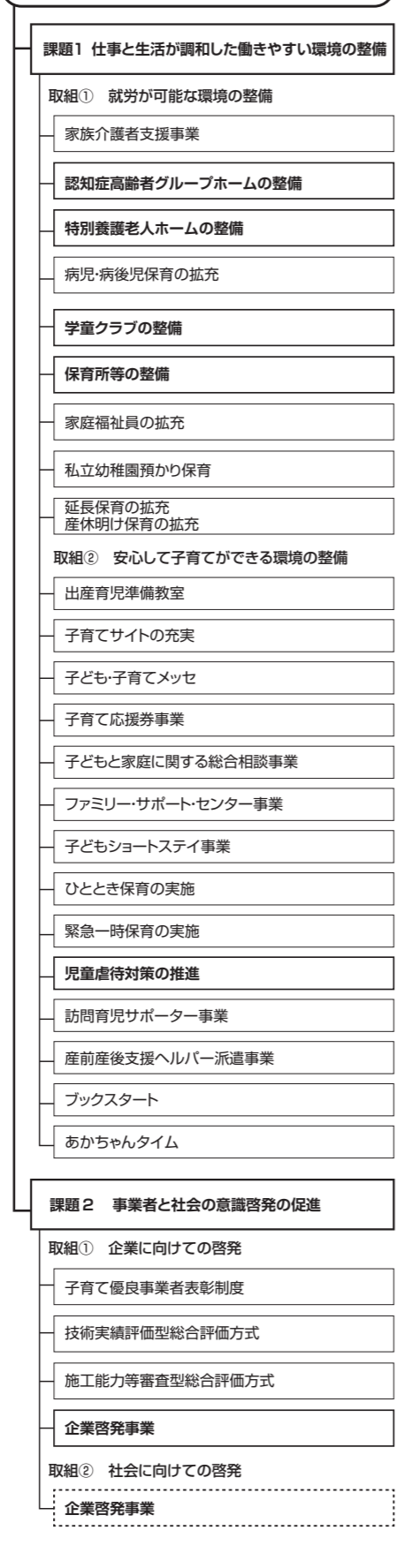
3 行動計画の体系(目標別)

目標別 課題・取組・事業体系

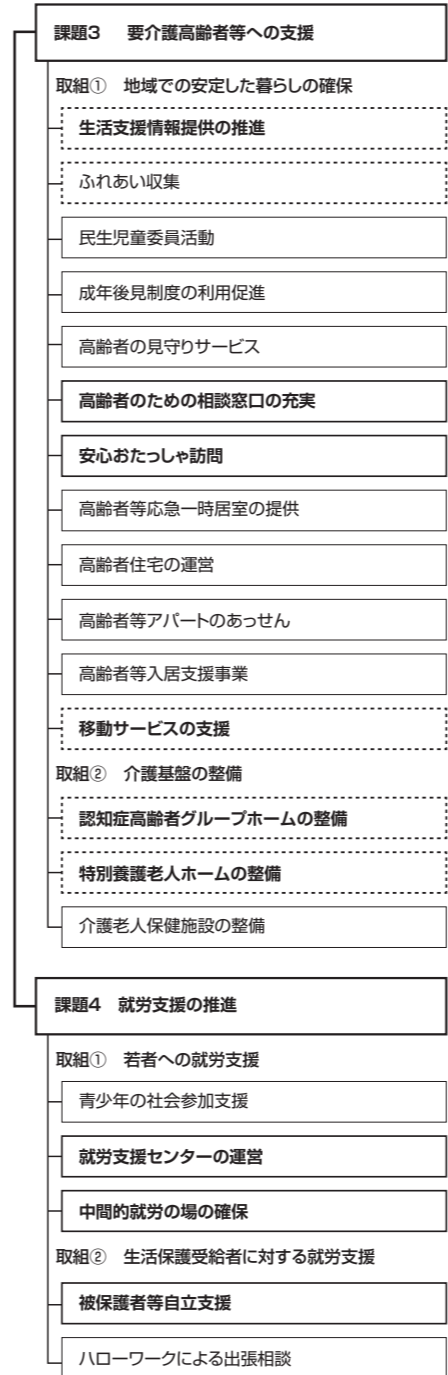
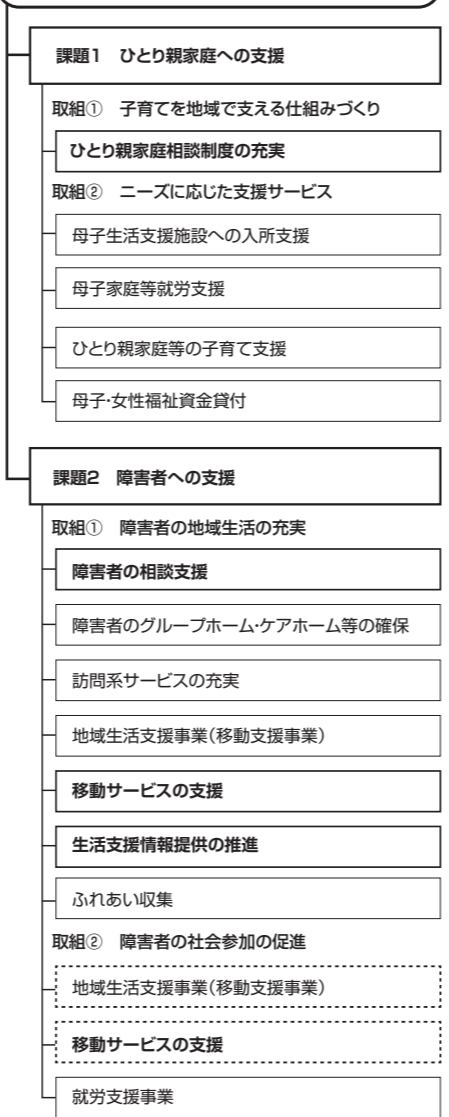
目標Ⅰ あらゆる分野で男女が個性や能力を発揮できる社会づくり



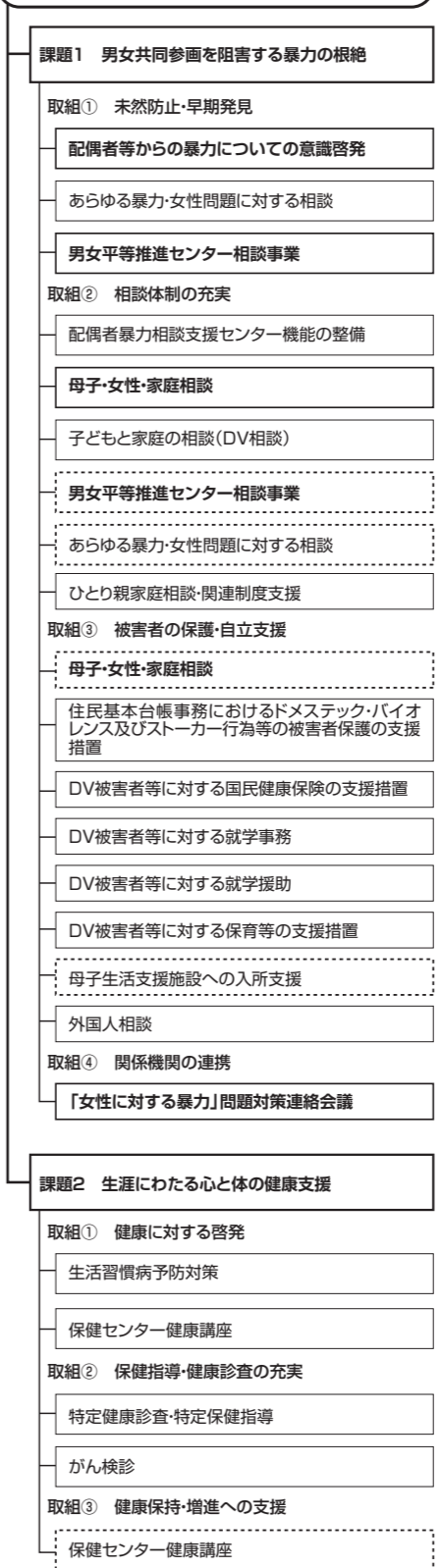
目標Ⅱ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現



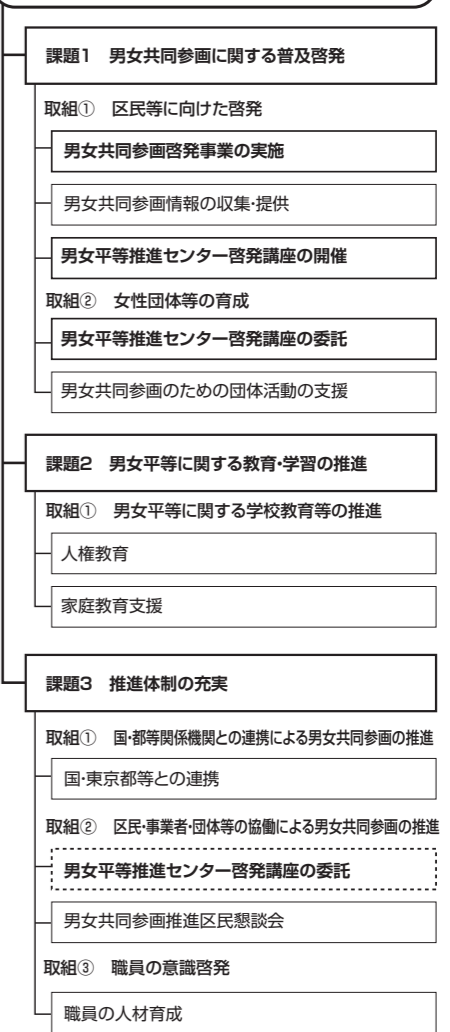
目標Ⅲ 生活上の困難を有する男女への支援



目標Ⅳ 人権が尊重される社会の形成



目標Ⅴ 男女共同参画を推進する社会づくり



目標 課題・取組・事業体系 凡例	
目標名	目標数5
課題名	課題数14課題
取組名	取組数31施策
事業数	122事業
重点事業	38事業
再掲事業	15事業

4 計画全体の評価

- 評価は、「重点テーマごとの評価」、「目標別の課題ごとの取組の評価」、「目標別の課題・取組ごとの事業の評価」の3つからなる『事業ごとの評価』と、『成果指標等に基づく評価』に分けて行っています。
- 事業ごとの評価全体については、各担当課が自己評価として、25年度の計画に対して実績の達成度合いを評価しています。単年度で見ると目標となる数値等を達成している、若しくはほぼ達成している取組・事業が多いことから、全体としては最上位の指数である「A」評価が多い結果となりました。
- また、成果指標等に基づく評価については、一部の成果指標等で前年度を上回ったものもありますが、目標Iでは数値が低下した指標もあり、今後、目標達成に向けた課題への着実な取組が求められます。

(1) 事業ごとの評価

① 重点テーマごとの評価

- 3つの重点テーマごとの評価については、重点テーマ1では、「審議会等における女性の積極的な登用」をはじめ、前年度と比べ同水準若しくはそれを下回る評価が一部見られ、総合評価は「B」となりました。
- 重点テーマ2では高齢者福祉や就労支援の取組を中心に、また、重点テーマ3では、区立男女平等推進センターの啓発事業や各種相談事業の取組を中心に目標を概ね達成したことから、それぞれ「A」評価となりました。

重点テーマ1 男女共同参画の推進による支えあい共につくる地域社会の実現		
主な事業	担当課評価	総合評価
審議会等における女性の積極的な登用	3	B
地域人材の育成	6	
NPO等の活動推進	5	
長寿応援ポイント事業	4	
防災会議の運営	6	
特別養護老人ホームの整備	6	
学童クラブの整備	4	
保育所等の整備	4	
企業啓発	2	
重点テーマ2 困難な状況に置かれた人々にとっての男女共同参画の推進		
主な事業	担当課評価	総合評価
ひとり親家庭相談制度の充実	5	A
障害者の相談支援	3	
生活支援情報提供の推進	6	
安心おたっしや訪問	5	
認知症高齢者グループホームの整備	6	
特別養護老人ホームの整備	6	
就労支援センターの運営	6	
重点テーマ3 区立男女平等推進センターの更なる活性化		
主な事業	担当課評価	総合評価
男女平等推進センター相談業務	6	A
母子・女性・家庭相談	6	
男女共同参画啓発事業の実施	6	
男女平等推進センター啓発講座の開催	5	

② 目標別の課題ごとの評価

- 5つの目標の課題ごとの各取組については、「A」評価が54.8%、「B」評価が38.7%、「C」評価が6.5%となっており、一部の取組を除き、目標達成に向けて概ね計画どおりの進捗状況になっています。

目標I あらゆる分野で男女が個性や能力を発揮できる社会づくり				
課題1	政策や方針の意思決定における女性の参画の拡大	取組①	各種審議会等への参画の促進	B
		取組②	地域活動へ向けた人材育成	A
課題2	地域活動における参画の場と機会の提供	取組①	地域活動のネットワークづくり	B
		取組②	高齢者の地域生活の充実	B
		取組③	女性の視点を踏まえた防災対策の推進	A
課題3	地域防災における男女共同参画の推進	取組①	災害時要援護者支援	A
		取組②		A
目標II 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現				
課題1	仕事と生活が調和した働きやすい環境の整備	取組①	就労が可能な環境の整備	A
		取組②	安心して子育てができる環境の整備	A
課題2	事業者と社会の意識啓発の促進	取組①	企業に向けての啓発	B
		取組②	社会に向けての啓発	C
目標III 生活上の困難を有する男女への支援				
課題1	ひとり親家庭への支援	取組①	子育てを地域で支える仕組みづくり	A
		取組②	ニーズに応じた支援サービス	A
課題2	障害者への支援	取組①	障害者の地域生活の充実	A
		取組②	障害者の社会参加の促進	A
課題3	要介護高齢者等への支援	取組①	地域での安定した暮らしの確保	A
		取組②	介護基盤の整備	A
課題4	就労支援の推進	取組①	若者への就労支援	A
		取組②	生活保護受給者に対する就労支援	A
目標IV 人権が尊重される社会の形成				
課題1	男女共同参画を阻害する暴力の根絶	取組①	未然防止・早期発見	B
		取組②	相談体制の充実	B
		取組③	被害者の保護・自立支援	B
		取組④	関係機関の連携	C
課題2	生涯にわたる心と体の健康支援	取組①	健康に対する啓発	A
		取組②	保健指導・健康診査の充実	B
		取組③	健康保持・増進への支援	A
目標V 男女共同参画を推進する社会づくり				
課題1	男女共同参画に関する普及啓発	取組①	区民等に向けた啓発	A
		取組②	女性団体等の育成	A
課題2	男女平等に関する教育・学習の推進	取組①	男女平等に関する教育・学習の推進	B
課題3	推進体制の充実	取組①	国・都等関係機関との連携による男女共同参画の推進	B
		取組②	区民・事業者・団体等の協働による男女共同参画の推進	B
		取組③	職員の意識啓発	B

(2) 成果指標等に基づく評価

○成果指標等の数値目標については、25年度の実績が前年度を下回ったものが4指標ありましたが、「生きがいを感じている人の割合（高齢者対象）」や「就労支援センターの支援による就職者数」など6指標は、前年度の実績を上回りました。

目標・課題	成果指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
目標Ⅰ	社会全体が男女平等になっていると思う人の割合(男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	14.4%	—	—	—	30.0%
目標Ⅰ－課題1	審議会における女性委員の登用割合(男女共同参画担当)	37.8%	37.1%	34.3%	38.5%	39.0%
目標Ⅰ－課題2	社会参加活動を行っている人の割合(区民意向調査)	4.9%	4.8%	4.3%	6.0%	6.0%
目標Ⅰ－課題3	区の防災対策に女性の意見が反映されていると感じる人の割合(区民意向調査)	—	—	4.3%	20.0%	50.0%
目標Ⅱ	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知度(男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	44.9%	—	—	—	60.0%
目標Ⅱ－課題1	生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域生活」をともに優先している人の割合(男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	5.9%	—	—	—	25.0%
目標Ⅱ－課題2	職場の中が男女平等であると思う人の割合(男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	17.7%	—	—	—	30.0%
目標Ⅲ	生きがいを感じている人の割合(一般区民対象)(区民意向調査)	80.6%	80.7%	83.0%	81.0%	82.0%
目標Ⅲ－課題1	母子・父子自立支援員の相談件数(子育て支援課)	2,832件	2,683件	2,753件	2,430件	3,200件
目標Ⅲ－課題2	年間新規就労者数(障害者生活支援課)	89人	80人	106人	110人	115人
目標Ⅲ－課題3	生きがいを感じている人の割合(高齢者対象)(区民意向調査)	79.2%	79.2%	82.9%	81.0%	90.0%
目標Ⅲ－課題4	就労支援センターの支援による就職者数(産業振興センター)	—	109人	606人	600人	2,400人
目標Ⅲ－課題4	福祉事務所の就労支援プログラム対象者数(福祉事務所)	552人	567人	610人	700人	700人
目標Ⅳ	DV被害経験者の中で誰にも相談しなかった人の割合(男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	58.5%	—	—	—	0.0%
目標Ⅳ－課題1	DV被害者が公的機関に相談した割合(男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	6.6%	—	—	—	10.0%
目標Ⅳ－課題2	自分の健康状態を健康と感じている人の割合(区民意向調査)	86.0%	86.3%	85.9%	89.0%	90.0%
目標Ⅴ	区立男女平等推進センターの認知度(男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	20.9%	—	—	—	50.0%
目標Ⅴ－課題1	啓発講座の実施回数(男女共同参画担当)	10回	15回	12回	15回	15回
目標Ⅴ－課題2	学校教育の場での男女平等と感じる人の割合(男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	61.6%	—	—	—	70.0%

*「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の数値については、調査年度以外は「—」表記をしている。
 *就労支援センター（平成24年12月開設）の支援による就職者数「平成29年度目標」は、平成25年～平成29年の延人数。

女性の活躍推進

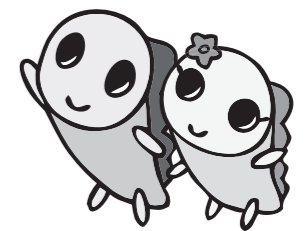
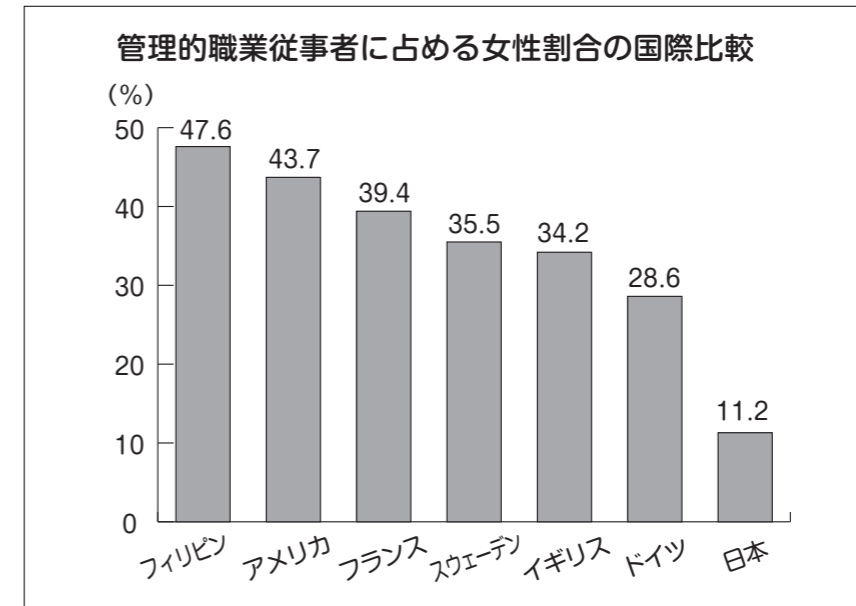


内閣府は、第3次男女共同参画基本計画（平成23年～27年）で、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とすることを目標に掲げています。

杉並区役所の役職者の女性割合は、平成25年度に13%となっており、平成29年度の目標値20%をめざしています。（詳細は20ページをご覧ください。）

～管理職に占める女性の割合の推移～（男女共同参画白書平成26年版より）

総務省「労働力調査（基本集計）」（平成25年平均）によると、管理的職業従事者に占める女性の割合は、平成25年は11.2%であり、諸外国と比べて低い水準となっています。



5 重点テーマ・事業の進捗状況（担当課評価）

- 本行動計画は、従前の行動計画で掲げていた基本目標の理念を継承しつつ、区における男女共同参画の現状やこれまでの取組状況等を踏まえ、特に力を入れるべき3つの重点テーマと5つの目標を定め、男女共同参画社会の実現をめざします。
- また、各目標のものと取組を構成する事業の中で、3つの重点テーマに深く関わる38の事業を重点事業として位置付け、取り組んでいくこととします。

(1) 重点テーマ1 男女共同参画の推進による支えあい共につくる地域社会の実現（14事業）

- 地域社会において仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られ、男女が共に責任と役割を分担し合いながら、柔軟な社会の仕組みを構築していきます。
- 東日本大震災の経験を踏まえて、男女共同参画の視点から、地域防災力を強化し、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会づくりを進めます。

目標-課題-取組	事業名	担当課	内容	単位	25年度 事業計画	25年度 事業実績
I-1-①	審議会等における女性の積極的な登用	男女共同参画担当	審議会等における女性委員の登用割合	%	38.0	34.3
I-2-①	地域人材の育成	協働推進課	講座数	講座	35	41
			受講者数	人	1,000	1611 (累計9,288)
I-2-②	NPO等の活動推進	協働推進課	区内NPO法人	件	340	331
			NPO活動団体登録数	件	95	86
I-2-③	長寿応援ポイント事業	高齢者施策課	活動登録グループ件数	件	1,750	1,267
I-3-①	地域防災力の向上	防災課	(震災救援所運営連絡会に対し、マニュアル整備の支援等を行い、震災時の避難所生活において、女性の視点に立った救援所のあり方や備蓄品の確保等、様々なニーズに対応できる運営体制の構築を図ります。)	—	—	—
I-3-①	防災会議の運営	防災課	防災会議委員に女性の参画を促進	人	2	4
I-3-②	災害時要援護者支援	保健福祉部管理課	地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者数	人	8,520	7,835

【重点テーマ1 評価概要】

- ★総合評価B…6割の事業が目標をほぼ達成しているものの、他の事業は前年度と同水準で推移している。
- 審議会等の女性の参画状況については、目標値には達していないが、毎年男女のバランスのとれた登用の働きかけに努めている。
- すぎなみ地域大学では「協働の担い手づくり」に積極的に取り組み、実践コースの修了生の8割を地域活動につなげることができた。また、すぎなみNPO支援センターでの相談支援や交流の機会をとらえて、団体へ直接支援する機会を増やしている。長寿応援ポイント事業についても、登録グループ数は毎年増加している。
- 杉並区地域防災計画については、男女共同参画の視点から女性の視点を配慮した避難者支援対策の検討を行い、必要な修正を図った。
- 認知症高齢者グループホームの整備、特別養護老人ホーム、学童クラブ、保育所等については、施設整備のための建設助成を行い、施設の定員数を増やすことで子育てや介護者の負担軽減を図った。
- 企業に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発については、東京都との共催による講座の実施に止まった。

26年度 事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合 評価	掲載 ページ
38.5	39.0	審議会等の女性の参画状況(女性委員の割合)の調査を行い、男女のバランスのとれた登用を働きかけた。	3	男女のバランスのとれた登用に努めたものの、目標には達しなかった。	B 63/84 75%	20
38	38	区民の社会参加意欲に応えるとともに、地域社会に貢献する人材や協働の担い手となる人材を育てるため、「すぎなみ地域大学」を運営した。	6	新たな協働提案制度の試行実施に合わせて「協働コーディネート力向上講座」を開講するなど、「協働の担い手づくり」に積極的に取り組んだ。修了基準を定めた実践コースの修了生481人の中から、396人を地域活動につなげることができた。		22
340	350	「参加と協働による地域社会づくり」のひとつとして、男女がともに地域への関心を高め、NPO等の活動などを通じて、暮らしやすい活力ある地域社会づくりをめざして、すぎなみNPO支援センター運営、NPO活動資金助成等によりNPO等の活動支援を行った。	5	すぎなみNPO支援センターでの相談支援や交流の機会を通して、男女がともに様々な活動を行うことができるよう、団体へ直接支援する機会を増やすことができた。		24
95	100					
1,370	1,670	参加者拡充を図るため、事業紹介パンフレットを作成して区内各ゆうゆう館や区民センターなどに置き、事業のわかりやすい周知に努めた。	4	登録グループ数は毎年度増加しているが、計画で想定した登録数の伸びに比較して鈍化傾向があった。	26	
—	—	「杉並区地域防災計画及び震災救援所運営マニュアル」に女性の視点を反映させる会議を開催し、女性の視点に配慮した震災救援所の運営の在り方についての意見を整理した。	5	杉並区地域防災計画の修正において、女性の視点を配慮した避難者支援対策の検討を推進させることができた。	28	
2	2	防災対策条例を改正して、平成25年4月から学識経験者の女性2名の委員を追加した。	6	杉並区地域防災計画の修正において、女性の視点を配慮した避難者支援対策の検討を推進させることができた。	28	
8,938	12,500	災害時に自力で避難行動や避難生活が困難な方を地域で支援するため、「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の運営及び当制度への登録勧奨を行った。また、避難生活時に特別な支援や介護を必要とする方を対象とした福祉救援所を拡充した。	5	新規登録より転居、施設入所等による登録取消が多かったため、登録者数が減少した。(年度末に登録勧奨通知を発送したため、現在は登録者数が増加している。)	28	

目標-課題-取組	事業名	担当課	内容	単位	25年度 事業計画	25年度 事業実績
Ⅱ-1-①	認知症高齢者グループホームの整備	高齢者施策課	施設整備数（累計）	所	19	19
Ⅱ-1-①	特別養護老人ホームの整備	高齢者施策課	施設整備数（累計）	所	12	12
Ⅱ-1-①	学童クラブの整備	児童青少年課	翌年4月1日時点の待機児童数	人	0	49
Ⅱ-1-①	保育所等の整備	保育課	翌年4月1日時点の待機児童数	人	0	116
Ⅱ-1-②	児童虐待対策の推進	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の運営（会議、講演会、研修等の開催件数）	件	150	142
Ⅱ-2-① Ⅱ-2-②	企業啓発事業	男女共同参画担当	実施回数	回	1	0
Ⅱ-2-①	企業啓発事業	産業振興センター	講演会の開催	回	1	0

26年度 事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合 評価	掲載 ページ
20	28	平成25年度においては新たに2施設が開設し、民間事業者整備計画の補助事業者選定と建設助成を行うとともに、区有地活用により公募選定した事業者へ建設助成を行った。	6	建設助成等を行い、新たに3施設、定員63人の整備を進めることができた。	B 63/84 75%	30
14	18	新たに1施設が開設し、平成26年度開設に向け、和泉四丁目区有地、和田一丁目民有地、高円寺北一丁目区有地での整備法人に対して建設助成を行った。また、既存の8施設に対して独立行政法人福祉医療機構借入金償還費補助を行った。	6	建設助成等を行い、新たに4施設、定員231人の整備を進めることができた。		30
0	0	女性の社会進出による共働きの増加や、就労形態の多様化等による、学童クラブの需要増に対応するため、学童クラブの新設や、既存施設の改修工事等による受け入れ枠の拡大を図った。	4	受け入れ枠の拡大を図ったものの、それを上回る需要増があった。		32
0	0	平成25年3月に策定した「待機児童対策緊急推進プラン」に基づき、認可保育所を核とした保育施設整備等を進めた。	4	25年度中に新たな保育定員約1,000人を確保する等の取組を進めたが、保育需要がなお増加傾向にある中、26年4月1日時点の待機児童数は116名となり、待機児童ゼロの達成には至らなかった。		32
150	150	杉並区要保護児童対策地域協議会を設置し、区内の要保護児童、要支援児童、及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関が必要な情報を共有し、連携して対応した。	5	代表者会議、実務者会議、援助方針会議、個別事例支援会議、研修等を通じて関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止策、早期発見・早期対応による重症化予防、高リスク事案への対応など、総合的な児童虐待対策を推進した。		34
1	1	事業主、労務従事者等に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識啓発を主眼とした講演会等を行い、企業側の認識の向上を図る。	2	企業啓発講座は、東京都と共催で実施し、区単独では実施しなかった。	36	
1	各年度 1回実施	事業主、労務従事者等に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識啓発を主眼とした講演会等を行い、企業側の認識の向上を図る。	2	25年度中に講演会を開催する予定であったが、東京都と共同で行うこととし、都と調整を進めた結果、26年度に開催することとした。	36	

【重点テーマ2 困難な状況に置かれた人々にとっての男女共同参画の推進（14事業）】

○ひとり親家庭、介護や支援が必要な高齢者、定職に就けない若年層等を中心にさまざまな困難な状況に置かれている男女が増加しています。このようなさまざまな支援を必要とする男女への取り組みを行い、一人ひとりが尊厳をもち自立した個人として個性と能力を十分発揮できるような男女共同参画社会を実現していきます。

目標-課題-取組	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
Ⅲ-1-①	ひとり親家庭相談制度の充実	子育て支援課 杉並福祉事務所	相談件数	件	2,760	2,753
Ⅲ-2-①	障害者の相談支援	障害者施策課	サービス等利用計画案作成者数	人	1,009	875
Ⅲ-2-① Ⅲ-2-② Ⅲ-3-①	移動サービスの支援	保健福祉部管理課	移動サービスに関する相談受付件数	件	1,500	1,449
Ⅲ-2-① Ⅲ-3-①	生活支援情報提供の推進	保健福祉部管理課	「いってきまっぷ」ホームページアクセス数	件	150,000	189,853
Ⅲ-3-①	高齢者のための相談窓口の充実	高齢者在宅支援課	(地域包括支援センターケア24を中核に高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスにつなげる等の支援を行います。)	—	—	—
Ⅲ-3-①	安心おたっしや訪問	高齢者在宅支援課	安心おたっしや訪問の実施	—	実施	実施

【重点テーマ2 評価概要】

★総合評価 A…目標をほぼ達成している。

- ひとり親家庭について、福祉事務所と子ども家庭支援センターの母子・父子自立支援員が相談を受け支援を行い、相談件数が増加している。
- 「いってきまっぷ」の区ホームページからのアクセス方法を工夫したことにより、アクセス数が増え、バリアフリー協力店や区立施設のバリアフリー情報提供の拡大が図られた。障害者の相談支援については、対応件数やサービス等利用計画の作成時間について課題が残った。
- 地域包括支援センターケア24を中心に「安心おたっしや訪問」などの実施により、適切なサービスや機関、制度の利用につなげる等、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援を行った。
- 新たに認知症高齢者グループホーム3施設、特別養護老人ホーム4施設の建設助成等を行い、利用定員数の増加を図った。
- 就労支援センターにおいては、相談者一人ひとりの状況に応じた就労準備相談等支援事業等を新たに実施するとともに、ハローワークと連携した就労支援を行った結果、就労者数を大幅に増加することができた。

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価	掲載ページ
2,430	2,800	母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや問題に対する相談を行い、関係機関と連携して、適切な支援を行った。	5	相談件数は昨年度より上回り、きめ細やかな支援につながった。	A 59/66 89%	38
1,006	2,600	障害者が抱える課題の解消や障害者福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援体制を充実する。	3	サービス等利用計画の作成までには、障害当事者や家族、および関係機関からの情報収集等の時間を要することや対応件数に限りがあることなど、課題がある。		40
1,550	1,700	移動サービス情報センターにおいて移動困難者を対象に来所や電話により移動に関する相談を受けた。	5	ほぼ計画値に達成しているが、移動サービスに関する相談だけでなく広く外出全般に関する相談がある。		40 42 44
230,000	290,000	障害のある方、高齢の方、小さなお子さん連れの方等、すべての区民が、「いってきまっぷ」からバリアフリー協力店や区立施設のバリアフリー情報を入力し、まちに出て、まちを楽しむきっかけとする。	6	区ホームページからのリンクを工夫することにより、目標数を上回ることができた。		40 42
—	—	地域包括支援センターケア24を中核に高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスにつなげる等の支援を行った。	6	地域包括支援センターケア24を中心に在宅で暮らすための諸相談や介護保険の相談等を受け付け、適切なサービスや機関、制度の利用につなげる等の支援を行った。		44
実施	実施	高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、一定の要件に該当する高齢者を対象に、地域包括支援センター職員、民生委員及び区職員による訪問を行い、安否を確認するとともに、医療や福祉等の支援が必要と考えられる対象者について、適切な支援につなげるための案内を行った。	5	高齢者に対し、民生委員及び地域包括支援センター(ケア24)職員との相談しやすい関係づくりや、必要なサービスへのつながりができた。		44

目標-課題-取組	事業名	担当課	内容	単位	25年度 事業計画	25年度 事業実績
Ⅲ-3-②	認知症高齢者 グループホームの 整備	高齢者施策課	施設整備数（累計）	所	19	19
Ⅲ-3-②	特別養護老人 ホームの整備	高齢者施策課	施設整備数（累計）	所	12	12
Ⅲ-4-①	就労支援センター の運営 (若者就労支援 コーナー・ハロー ワークコーナー)	産業振興センター	就職者数	人	450	606
Ⅲ-4-①	就労準備相談等 支援事業	産業振興センター	利用登録者数	人	29	29
Ⅲ-4-②	被保護者等自立 支援	杉並福祉事務所	就労支援プログラム作成件数	件	600	610

26年度 事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合 評価	掲載 ページ
20	28	平成25年度においては新たに2施設 が開設し、民間事業者整備計画の補助 事業者選定と建設助成を行うとともに、 区有地活用により公募選定した事 業者へ建設助成を行った。	6	建設助成等を行い、新たに3施設、 定員63人の整備を進めることがで きた。	A 59/66 89%	46
14	18	新たに1施設が開設し、平成26年度 開設に向け、和泉四丁目区有地、和田 一丁目民有地、高円寺北一丁目区有地 での整備法人に対して建設助成を行っ た。また、既存の8施設に対して独立 行政法人福祉医療機構借入金償還費補 助を行った。	6	建設助成等を行い、新たに4施設、 定員231人の整備を進めることがで きた。		46
450	520	相談者一人ひとりの状況に応じた伴 走型の就労準備相談を実施するととも にハローワークと連携した就労支援を 行った。	6	計画よりも大幅に就職者数が増加し た。		46
70	90	様々な就労阻害要因を抱えている方 が一般就労できるように、平成25年11 月から事業を開始した。	6	計画どおりに順調に推移した。		46
700	700	生活保護受給者等の経済的自立を促 すため、福祉事務所の就労支援専門員 や委託事業者支援員の知識やノウハウ を活用し、就労支援プログラムを策定 し、働きかけを行った。	5	就労支援専門員と委託事業者支援 員による就労達成者数（生活保護廃 止者・就労による収入増者）が、24 年度を上回っており、きめ細かく、 かつ効果的な支援が行われている。		46

(3) 重点テーマ3 区立男女平等センターのさらなる活性化(22事業)

- 区立男女平等推進センターについては、男女共同参画社会実現のための活動拠点として、関係団体等の創意工夫を活かしながら魅力ある事業を展開するなど、施設のさらなる充実・活性化と周知PRに努めていきます。
- DVをはじめとする相談事業については、福祉事務所、子ども家庭支援センター等との連携を強め、被害者の立場に立ったきめ細やかな対応が迅速に行えるよう庁内体制の整備を行うとともに、東京都や警察、民間支援団体など他機関等との連絡調整を密にしていきます。

目標-課題-取組	事業名	担当課	内容	単位	25年度 事業計画	25年度 事業実績
IV-1-①	配偶者等からの暴力についての意識啓発	男女共同参画担当	実施	—	充実	ロビーでのパネル展示・ポスターの掲示 懸垂幕の掲出 啓発用品の配布 デートDV防止講座(大学と共催)
IV-1-① IV-1-②	男女平等推進センター相談事業	男女共同参画担当	相談件数	件	—	751
IV-1-② IV-1-③	母子・女性・家庭相談	杉並福祉事務所	母子・女性・家庭相談件数	件	1,800	1,917
IV-1-④	「女性に対する暴力」問題対策連絡会議	男女共同参画担当	連絡会議	回	1	0
V-1-①	男女共同参画啓発事業の実施	男女共同参画担当	実施	—	充実	ロビーでのパネル展示 広報「すぎなみ」掲載 ポスターの掲示 懸垂幕の掲出 啓発用品の配布
V-1-①	男女平等推進センター啓発講座の開催	男女共同参画担当	講座数	講座	5	5
			延参加者数	人	500	459
V-1-② V-3-②	男女平等推進センター啓発講座の委託	男女共同参画担当	講座数	講座	5	5
			延参加者数	人	500	459

【重点テーマ3 評価概要】

- ★総合評価A…目標をほぼ達成している。
- 男女共同参画講座の企画を区内で活動している団体から公募し、5講座を実施した。また、区内大学との共催により、若い年代を対象としたデートDV防止講座も実施した。
- 男女平等推進センターにおけるDVをはじめとする相談業務については、福祉事務所を中心に関係機関との連携を密にし、相談者に対しては丁寧な聞き取りをするなどきめ細やかな対応を行った。
- 男女共同参画への啓発活動については、区役所ロビーでのパネル展示や広報すぎなみへの啓発記事の掲載など、多くの区民へ周知・PR活動を行った。

26年度 事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合 評価	掲載 ページ
充実	充実	女性に対する配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であることの意識を高めるため、パネル展示、ポスターの掲示、DV防止啓発カードの配布などにより啓発を進めた。また、交際相手からの暴力であるデートDVの防止についても、意識啓発の取組を進めた。	6	女性に対する暴力をなくす週間に合わせ、区役所ロビーでのパネル展示、区施設へのポスター掲示、DV防止啓発カードの配布などにより啓発を進めた。また、ロビー展示の時期に合わせ、広報すぎなみの「人権週間」にも掲載し啓発を行った。	A 36/42 86%	48
—	—	男女平等推進センターで、一般相談(電話・面接)・弁護士による法律相談を実施した。	6	相談者にきめ細やかな対応ができている。また、必要に応じ他機関への紹介が適切に行われている。		48 50
1,800	1,800	夫等からの暴力や離婚問題その他家庭内の問題などの相談に応じ、関連機関相互の連携を図り、効果的な援助を行う。また、DV被害者を保護し、自立した生活への支援を行う。	6	相談者に対して丁寧に聴き取りをし、相談者の気持ちと生活の安定を図っている。また、関係機関との連携を密にして対応を行っている。		50 52
1	1	関係機関が情報を共有し意見交換の機会を持つことにより、DV等の被害者への適切な対応を連携して行えるよう連絡会議を開催する。	2	関係機関との必要な情報共有や意見交換については、個別に適切な対応を図り、連絡会議の開催には至らなかった。		52
充実	充実	男女共同参画週間(6月)に合わせ、区役所ロビーでパネル展を行った。区施設にポスターを掲示、広報紙に啓発記事を掲載し、男女共同参画への啓発活動を行った。	6	区役所ロビーでの展示だったため、来庁した多くの方への啓発ができた。		56
5	5	男女共同参画をさらに推進し、性別にかかわらず個性や能力を活かすことができる社会を実現するため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)など幅広いテーマや内容の講演会やワークショップなどを開催した。	5	募集数を上回る11講座の応募の中から5講座延べ12回の企画を実施した。 ①「安全な」親子・家族とは たたかない、どならない子育て ②杉並にゆかりの女性シリーズ10 相馬 黒光Ⅱ ③カップルで取り組む「ワークライフ バランス・ワークショップ」 ④いつまでも元気に若々しく! ⑤心が軽くなる「家族コミュニケーション講座」		56
5	5	男女平等推進センターの啓発講座の企画運営を、区内で活動する女性団体等に委託することにより、活動の場・機会を提供した。	5	区内で活動している団体から男女平等推進センターで実施する啓発講座の企画を募集し、委託により様々なテーマの講座を実施した。	56 60	

6 目標 I ~ V の進捗状況 (担当課評価)

(1) 目標 I あらゆる分野で男女が個性や能力を発揮できる社会づくり

(取組の方向性)

- 行政や地域活動・防災などの分野において、企画、方針・意思決定段階からの女性の参画を促進します。
- 地域社会で各年代における男女が共に活躍する場や機会を提供できるよう、区民やNPO、地域団体等と連携を図りながら地域でのネットワークづくりをさらに進めていきます。
- 東日本大震災での教訓を踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れて地域防災力の向上を図り、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会づくりに取り組みます。

課題 1 政策や方針の意思決定における女性の参画の拡大

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
審議会における女性委員の登用割合 (男女共同参画担当)	37.8%	37.1%	34.3%	38.5%	39.0%

取組① 各種審議会等への参画の促進

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	審議会等における女性の積極的な登用	男女共同参画担当	審議会等における女性委員の登用割合	%	38.0	34.3
2		新たな区民参加手法の推進 (無作為抽出による区民意見交換会の実施等)	企画課 関係各課	「区立施設の再編整備」及び「使用料等の見直し」について、無作為抽出した区民1,000人に対する郵送アンケートの女性送付比率	%	—	52.4
				上記アンケートに区民意見交換会の案内を送付し、参加した女性の比率	%	—	44.4
3		地域運営学校 (コミュニティ・スクール)の拡充	学校支援課	地域運営学校の指定	校	新規指定 4校 (累計23校)	新規指定 4校 (累計23校)
4		区役所役職者の女性割合の向上	職員課	管理職に占める女性職員の割合	%	20.0	13.0

【課題 1 総合評価】

取組①	各種審議会等への参画の促進 (事業数4)	B	前年度と同水準で推移している。(75%)
-----	----------------------	---	----------------------

26年度事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
38.5	39.0	審議会等の女性の参画状況(女性委員の割合)の調査を行い、男女のバランスのとれた登用を働きかけた。	3	男女のバランスのとれた登用に努めたものの、目標には達しなかった。	B 18/24 75%
—	—	より多くの区民が地域の課題を共有し、議論できる機会を増やしていくため、性別・年齢等のバランスを考慮したうえで無作為に抽出された区民による討議会「区民意見交換会」の手法を活用するなど、区民の区政参加を促進します。	5	アンケート調査については、性別・年齢等のバランスに考慮して実施し、100%に達成した。 区民意見交換会の参加は、本人からの参加意向によるものとなるため、100%に達するのは困難と思われる。	
新規指定 4校 (累計27校)	新規指定 4校 (累計39校)	保護者や地域住民等が、学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「地域運営学校(コミュニティ・スクール)」を設置し、地域に開かれ、地域と共にある学校づくりを進めた。	6	学校や地域の実情を踏まえながら、地域運営学校の新規指定を計画的に進めている。また、地域運営学校の制度理解を促進する新任委員等を対象とした研修会や、取組成果を含め必要な情報共有を図るための連絡会を開催した。	
20.0	20.0	管理職選考の前段階となる係長職昇任選考合格者に対する昇任待機制度(最長3年間)を導入し、育児や介護の事情がある職員が受験しやすい制度整備を図るとともに、推薦制度の導入により女性職員を含めた優秀な人材の登用を図った。	4	管理職選考の受験者に占める女性職員の割合は、概ね30%程度となっているが、ここ3年は合格に至っておらず、女性管理職の増にはつながっていない。	

課題2 地域活動における参画の場と機会の提供

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
社会参加活動を行っている人の割合 (区民意向調査)	4.9%	4.8%	4.3%	6.0%	6.0%

取組① 地域活動へ向けた人材育成

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		みどりのボランティア 杉並	みどり公園課	ボランティアの登録者数	人	90	108
2		消費生活学習講座 (消費生活サポーター養成)	区民生活部管理課 消費者センター	(消費生活学習講座の終了生から希望者を消費生活サポーターとして登録し、出前講座等の実施を通じ、複雑、多様化する消費者被害を未然に防止するための啓発活動を行います。)	—	—	—
3	○	地域人材の育成	協働推進課	講座数	講座	35	41
				受講者数	人	1,000	1611 (累計9,288)
4		生涯スポーツ振興事業	スポーツ振興課	各種生涯スポーツ事業回数	回	46	50
5		成人学習支援	生涯学習推進課	区民企画講座プロジェクト数	個	5	5
				すぎなみ大人塾延べ参加人数	人	1,200	883

【課題2 総合評価】

取組①	地域活動へ向けた人材育成（事業数5）	A	目標をほぼ達成している。（92%）
取組②	地域活動のネットワークづくり（事業数7）	B	前年度と同水準で推移している。（76%）
取組③	高齢者の地域生活の充実（事業数6）	B	前年度と同水準で推移している。（69%）

26年度事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
87	90	みどりに関する技術的な支援・助言を通じて、区内のみどりを守り、増やし、育てる活動をするボランティアの人材育成を図った。	6	みどりに関する技術的な支援等について、新たな内容を盛り込むことによりボランティアの活動意欲を高めた。	A 22/24 92%
実施	—	消費生活学習講座の修了生から希望者を消費者サポーターとして登録し、出前講座等の実施を通じ、複雑、多様化する消費者被害を未然に防止するための啓発活動を行う。	—	隔年実施のため、25年度は実績がなかった。	
38	38	区民の社会参加意欲に応えるとともに、地域社会に貢献する人材や協働の担い手となる人材を育てるため、「すぎなみ地域大学」を運営した。	6	新たな協働提案制度の試行実施に合わせて「協働コーディネート力向上講座」を開設するなど、「協働の担い手づくり」に積極的に取り組んだ。修了基準を定めた実践コースの修了生481人の中から、396人を地域活動につなげることができた。	
1,500	(累計12,000)				
46	46	スポーツ祭東京2013・スポーツ推進委員地域拠点活動・区民歩こう会・わいわいスポーツ教室等のスポーツ振興事業を実施し、区内スポーツ人口の拡大と大会運営等への区民参画を図った。	6	スポーツ祭東京2013の開催年度であったため、事業実施回数が増加した。	
廃止	—	若年層など地域との関係が希薄になりがちな世代が、日常的なつながりを形成し、主体者として地域社会に参画できるよう、区民企画講座(CAMOプロジェクト)を開催した。	4	すぎなみ大人塾に関しては、60人定員としていたが、定員には達しなかった。	
1,200	1,200	また、新しい地域づくりをめざし、学習指導者の支援のもと、受講者相互の話し合いを基本に、自由で新しい発想を育む学習の場としてすぎなみ大人塾(月曜コース・土曜コース)を開催した。			

取組② 地域活動のネットワークづくり

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		地域住民活動の支援	地域課	町会・自治会加入率	%	54.0	50.3
2		成人学習支援 【再掲】 目標Ⅰ、課題②、 取組①	生涯学習推進課	区民企画講座プロジェクト数	個	5	5
				すぎなみ大人塾延べ参加人数	人	1,200	883
3		学校支援本部の支援	学校支援課	学校支援本部の実施	本部	62	62
4		地域教育推進協議会のモデル設置	学校支援課	地域教育推進協議会の支援	地区	2	2
5	○	NPO等の活動推進	協働推進課	区内NPO法人	件	340	331
				NPO活動団体登録数	件	95	86
6		花咲かせ隊、 すぎなみ公園 育て組	みどり公園課	花咲かせ隊 登録団体数	団体	130	126
				すぎなみ公園育て組 登録団体数	団体	45	43
7		地域子育てネットワーク事業の充実	児童青少年課	ネットワーク事業参加者数	人	117,000	101,293

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
54.0	60.0	○町会・自治会専用掲示板設置費助成件数25町会（掲示板数101基） ○杉並区まちの絆向上事業助成金交付件数15件 ○財団法人自治総合センターの実施する宝くじの社会貢献事業「コミュニティ事業助成」について、町会・自治会の申請サポートを行い地域のコミュニティ活動の充実・強化を図った件数1町会 ○町会加入促進 町会・自治会活動支援として、町会加入案内等のパンフレットを作成し、地域課および区民課各窓口や、祭りなど各種町会事業等で配布を行い、区民への町会・自治会加入促進を行った。	4	平成24年7月の住基法改正により外国人世帯が住民登録世帯に含まれたため、町会・自治会加入率は減少しているものの、地域住民活動の支援に向けた様々な助成事業や町会加入促進への取組等により、加入数はほぼ横ばいで推移している。	B 32/42 76%
廃止	—	若年層など地域との関係が希薄になりがちな世代が、日常的なつながりを形成し、主体者として地域社会に参画できるよう、区民企画講座（CAMOプロジェクト）を開催した。 また、新しい地域づくりをめざし、学習指導者の支援のもと、受講者相互の話し合いを基本に、自由に新しい発想を育む学習の場としてすぎなみ大人塾（月曜コース・土曜コース）を開催した。	4	すぎなみ大人塾に関しては、60人定員としていたが、定員には達しなかった。	
1,200	1,200				
62	62	学校と地域の連携体制の構築を図り、教員が授業や部活動、生活指導などに専念できるよう「学校支援本部」の実施を支援するとともに、活動充実に向け、地域人材発掘や育成に取り組んだ。	6	学校支援本部に置かれている「学校・地域コーディネーター」を中心に学校と地域の連携が進み、多くのボランティアが学校を支援している。平成26年度から始まった土曜授業にもその成果が引き継がれている。	
2	2	従来の天沼中学校区地域教育推進協議会に加え、平成25年度から高円寺地区を新たなモデル地区に選定し、支援を行った。	4	子どもの育成や教育をコミュニティ全体の課題として考え、地域の多様な教育活動を活性化していくネットワーク組織として、前年度と同水準で支援を行った。	
340	350	「参加と協働による地域社会づくり」のひとつとして、男女がともに地域への関心を高め、NPO等の活動などを通じて、暮らしやすい活力ある地域社会づくりをめざして、すぎなみNPO支援センター運営、NPO活動資金助成等によりNPO等の活動支援を行った。	5	すぎなみNPO支援センターでの相談支援や交流の機会を通して、男女がともに様々な活動を行うことができるよう、団体へ直接支援する機会を増やすことができた。	
131	146	地域の住民が主体的に、公園で花壇づくりや清掃等を行うことで、公園の利用拡大やモラル向上を図り、地域に愛され親しまれる公園づくりを進める。	4	順調に団体数は増加しているが、団体構成員の高齢化等が原因となり、退会団体が増加した結果、団体数の増加が目標値に達しなかった。	
45	51				
117,000	120,000	地域ぐるみの子育てをめざして、地域との共催、協力、協働等による行事の実施を通じ、世代を超えた地域の交流促進を図った。	5	参加者数は年々増加している。	

取組③ 高齢者の地域生活の充実

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	長寿応援ポイント事業	高齢者施策課	活動登録グループ件数	件	1,750	1,267
2		高齢者の活動拠点での自主的活動の推進	高齢者施策課	協働事業実施館数	館	32	32
3		介護予防サポーター人材育成	高齢者施策課	登録者数	人	20	8
4		シルバー人材センター支援	高齢者施策課	会員数	人	3,200	3,017
				事業収入	円	939,353,000	939,278,136
5		いきいきクラブの活動支援	高齢者施策課	会員数	人	5,850	5,770
6		地域ささえ愛グループ支援	高齢者施策課	グループ数	グループ	85	80

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
1,370	1,670	参加者拡充を図るため事業紹介パンフレットを作成して区内各ゆうゆう館や区民センターなどに置き、事業のわかりやすい周知に努めた。	4	登録グループ数は毎年度増加しているが、計画で想定した登録数の伸びに比較して鈍化傾向があった。	B 25/36 69%
32	32	区内32館あるゆうゆう館で、協働事業を実施し、生涯現役社会の高齢者の活動拠点となるよう運営した。	4	協働事業の利用者は、年々増えているが、協働事業実施館数は、すでに全32館で行っているため、前年と同様の数となった。	
20	20	杉の樹大学において、地域に「介護予防」の普及を図る介護予防サポーターの養成講座を開催し、介護予防サポーターを登録した。	3	講座の定員に対して、参加者が少なかった。	
3,200	3,200	生涯現役をめざし、社会に役に立ちたいという意欲のある高齢者に臨時的・短期的な就業機会を提供し、地域貢献活動も行う公益社団法人シルバー人材センターの運営を支援した。	5	会員数は減少傾向であるが、事業収入は横ばいの状態を保った。年金の受給開始年齢の引き上げに伴い、65歳までの雇用継続が義務化されたことが、会員減少傾向の要因と考えられる。	
5,800	5,800	いきいきクラブが実施する社会奉仕活動・友愛活動・健康増進活動・生きがい活動等のクラブ活動に対し、各クラブの会員数に応じて助成した。いきいきクラブ連合会及び地区連合会が実施する福祉大会・スポーツ大会・健康づくり教室等の事業に対し、助成した。	5	いきいきクラブ加入率（60歳以上）、いきいきクラブ会員数ともに減少傾向にあり、厳しい状況であるが、いきいきクラブ連合会と各クラブでは活性化委員会を設置し、会員数増加に向けて取り組んでいる。	
85	85	病気や加齢などで家に閉じこもりがちな高齢者などの生きがいと社会参加の促進を図るため、自主的に心身機能の維持向上の活動を行っているグループを支援した。	4	昨年度と同数のグループ数のため。	

課題3 地域防災における男女共同参画の推進

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
区の防災対策に女性の意見が反映されていると感じる人の割合 (区民意向調査)	—	—	4.3%	20.0%	50.0%

取組① 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	地域防災力の向上	防災課	(震災救助所連絡会に対し、マニュアルの整備の支援等を行い、震災時の避難所生活において、女性の視点に立った救助所のあり方や備蓄品の確保等、様々なニーズに対応できる運営体制の構築を図ります。)	—	—	—
2	○	防災会議の運営	防災課	防災会議委員に女性の参画を促進	人	2	4

取組② 災害時要援護者支援

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	災害時要援護者支援	保健福祉部管理課	地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者数	人	8,520	7,835

【課題3 総合評価】

取組①	女性の視点を踏まえた防災対策の推進(事業数2)	A	目標をほぼ達成している。(92%)
取組②	災害時要援護者支援(事業数1)	A	目標をほぼ達成している。(83%)

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
—	—	「杉並区地域防災計画及び震災救助所運営マニュアル」に女性の視点を反映させる会議を開催し、女性の視点に配慮した震災救助所の運営の在り方についての意見を整理した。	5	杉並区地域防災計画の修正において、女性の視点を配慮した避難者支援対策の検討を推進させることができた。	A 11/12 92%
2	2	防災対策条例を改正して、平成25年4月から学識経験者の女性2名の委員を追加した。	6	杉並区地域防災計画の修正において、女性の視点を配慮した避難者支援対策の検討を推進させることができた。	

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
9,500	12,500	災害時に自力で避難行動や避難生活が困難な方を地域で支援するため、「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の運営及び当制度への登録勧奨を行った。 また、避難生活時に特別な支援や介護を必要とする方を対象とした福祉救助所を拡充した。	5	新規登録より転居、施設入所等による登録取消が多かったため、登録者数が減少した。(年度末に登録勧奨通知を発送したため、現在は登録者数が増加している。)	A 5/6 83%

(2) 目標Ⅱ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

課題1 仕事と生活が調和した働きやすい環境の整備

〈取組の方向性〉

- 男女がともに自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において仕事と子育てや介護、地域活動などが両立できる社会を実現することは、個人の生活を豊かにするだけでなく、地域社会の活力も生み出します。
- 子育て支援や高齢者施策等、現役世代にとって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できるような環境整備を、今後も継続して行っています。
- 固定的役割分担の考え方は人々の潜在意識の中に根強く残っており、性別に関わりなく個性と能力を発揮できるよう、意識啓発を進めています。

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域生活」をともに優先している人の割合（男女共同参画に関する意識と生活実態調査）	5.9%	—	—	—	25.0%

取組① 就労が可能な環境の整備

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		家族介護者支援事業	高齢者在宅支援課	ほっと一息、介護者ヘルプ	名	590	2,719
				緊急ショートステイ	—	—	—
				介護保険施設	床	2	2
				病院	床	2	2
				認知症高齢者家族安らぎ支援	名	65	25
				徘徊高齢者探索システム	名	60	63
				家族介護教室	回	246	195
				家族介護継続支援	件	150	243
				介護用品等の支給	名	4,888	4,370
2	○	認知症高齢者グループホームの整備	高齢者施策課	施設整備数（累計）	所	19	19
3	○	特別養護老人ホームの整備	高齢者施策課	施設整備数（累計）	所	12	12
4		病児・病後児保育の拡充	保育課	病児保育実施施設数	所	累計1所	累計1所

【課題1 総合評価】

取組①	就労が可能な環境の整備（事業数9）	A	目標をほぼ達成している。（83%）
取組②	安心して子育てができる環境の整備（事業数14）	A	目標をほぼ達成している。（82%）

26年度事業計画	目標値（29年度）	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
5,758	5,760	家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるよう家事代行サービス「ほっと一息、介護者ヘルプ」や介護用品等の支給、緊急ショートステイ等の介護者支援サービスを提供した。	6	利用者の対象要件を緩和したことにより、利用者実績は計画数を大きく上回った。	A 75/90 83%
—	—		5	事前相談での入所のほか、緊急時対応の即日入所等、適切な入所対応をすることができた。	
2	2		4	利用者は計画数を下回ったが、適切な対応ができるようサービス内容、対象者、利用料金の見直しを行った。	
2	2		6	利用者は計画数を上回った。	
30	30		5	実施回数は計画を下回ったが、参加者数は3,310人で、必要な介護情報を多くの方に提供できた。	
70	70		6	ケアマネージャー等への周知によりきめ細かな相談が実施され、相談件数は増となった。	
223	225		5	必要な方に必要なサービスの提供がなされた。	
150	150		6	建設助成等を行い、新たに3施設、定員63人の整備を進めることができた。	
4,829	4,840		5	建設助成等を行い、新たに4施設、定員231人の整備を進めることができた。	
20	28	平成25年度においては新たに2施設が開設し、民間事業者整備計画の補助事業者選定と建設助成を行うとともに、区有地活用により公募選定した事業者へ建設助成を行った。	6	建設助成等を行い、新たに3施設、定員63人の整備を進めることができた。	6
14	18	新たに1施設が開設し、平成26年度開設に向け、和泉四丁目区有地、和田一丁目民有地、高円寺北一丁目区有地での整備法人に対して建設助成を行った。また、既存の8施設に対して独立行政法人福祉医療機構借入金償還費補助を行った。	6	建設助成等を行い、新たに4施設、定員231人の整備を進めることができた。	
累計1所	累計2所	病児保育（1所）の継続実施	4	なお、増加する病児保育ニーズに的確に応える必要がある。	

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
5	○	学童クラブの整備	児童青少年課	翌年4月1日時点の待機児童数	人	0	49
6	○	保育所等の整備	保育課	翌年4月1日時点の待機児童数	人	0	116
7		家庭福祉員の拡充	保育課	家庭福祉員・家庭福祉員グループ新規開設及び定員変更による保育定員の増	名	9	18
8		私立幼稚園預かり保育	保育課	私立幼稚園預かり保育新規開設及び定員変更による保育定員の増	名	10	50
9		延長保育の拡充 産休明け保育の拡充	保育課	・延長保育新規実施園 ・産休明け保育新規実施園	所	・延長保育9所 (区立3+ 私立6所) ・産休明け保育5所	・延長保育9所 (区立3+ 私立6所) ・産休明け保育5所

取組② 安心して子育てができる環境の整備

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		出産育児準備教室	子育て支援課	パパママ学級受講者数	人	平日 530 休日 2,016 計 2,546	平日 526 (父の数277) 休日 1,942 (父の数972) 計 2,468
2		子育てサイトの充実	子育て支援課	サイト訪問者数	人	—	243,382
3		子ども・子育てメッセ	子育て支援課	参加者数	人	2,600	3,000
4		子育て応援券事業	子育て支援課	子育て応援券交付者数	人	出生 4,086 無償12,507 有償10,466	出生 4,458 無償12,417 有償 9,143

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
0	0	女性の社会進出による共働きの増加や、就労形態の多様化等による、学童クラブの需要増に対応するため、学童クラブの新設や、既存施設の改修工事等による受け入れ枠の拡大を図った。	4	受け入れ枠の拡大を図ったものの、それを上回る需要増があった。	A 75/90 83%
0	0	平成25年3月に策定した「待機児童対策緊急推進プラン」に基づき、認可保育所を核とした保育施設整備等を進めた。	4	25年度中に新たな保育定員約1,000人を確保する等の取組を進めたが、保育需要がなお増加傾向にある中、26年4月1日時点の待機児童数は116名となり、待機児童ゼロの達成には至らなかった。	
0	未定	平成25年3月に策定した「待機児童対策緊急推進プラン」に基づき、家庭福祉員・家庭福祉員グループの拡充を進めた。	4	25年度中に新たな保育定員約1,000人を確保する等の取組を進めたが、保育需要がなお増加傾向にある中、26年4月1日時点の待機児童数は116名となり、待機児童ゼロの達成には至らなかった。	
0	未定	平成25年3月に策定した「待機児童対策緊急推進プラン」に基づき、私立幼稚園預かり保育実施施設の拡充を進めた。	4	25年度中に新たな保育定員約1,000人を確保する等の取組を進めたが、保育需要がなお増加傾向にある中、26年4月1日時点の待機児童数は116名となり、待機児童ゼロの達成には至らなかった。	
延長保育9所(私立9所)	未定	認可保育所の新規開所に合わせ、延長保育・産休明け保育実施園の拡大を図った。	6	認可保育所の新規開設に伴い、延長保育・産休明け保育を実施する保育園を増やすことができた。	

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
平日 530 休日 2,064 計 2,596	平日 530 休日 2,100 計 2,630	初産のカップルを対象に、パパママ学級を開催し、妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間作り、父親の育児参加を促進し、両親で協力して子育てをする動機づけ等を図った。	5	平日パパママ学級の25年度の受講者数は減少したが、休日パパママ学級は定員を上回る希望があるため、回数を増やして対応した。	A 69/84 82%
—	—	区独自の子育て情報ポータルサイト「すぎなみ子育てサイト」では、子育て応援券や区内子ども向けイベントなどのサービス情報や区民ライターによる記事を掲載し、子育てに役立つ情報発信を行っている。25年度は、各コンテンツで情報の更新を随時行い、27年度から始まる子ども・子育て支援新制度の情報コーナーを開設した。	5	サイト訪問者数は年々伸びており、子育てサイトの区民への周知が進んだ。	
3,100	3,600	世代の交流と地域に必要な子育て情報の提供の場として、3月9日にメッセをセシオン杉並で開催した。54団体が出展し、約3,000人の来場者があった。	5	出展者数、来場者数ともに増加した。また、出展団体の情報交換を目的としたプレメッセを新規に開催するなどして、出展者団体の交流も図った。	
出生 4,437 無償12,896 有償10,615	—	就学前のお子さんのいる保護者に「杉並子育て応援券」を平成19年6月から配付している。これにより地域に様々な子育て支援サービスがあることの周知を図り、一時保育や親子参加のサービス等を利用しやすくすることにより、子育ての不安感・負担感の解消、地域の様々な人とかわりながら、子育てができるまちづくりをめざす。	5	対象者数の増加に伴い、出生分、無償分の交付者数はともに増加しているが、有償分の交付者数は前年度を下回った(有償分の目標達成率87.4%)。	

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
5		子どもと家庭に関する総合相談事業	子育て支援課	相談件数	件	20,000	21,811
6		ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	総会員数	人	1,600	1,792
7		子どもショートステイ事業	子育て支援課	総利用日数	日	770	685
8		ひととき保育の実施	保育課	ひととき保育の継続実施	所	累計9所	累計9所
9		緊急一時保育の実施	保育課	緊急一時保育の継続実施	所	区立保育園 累計38園 サポートセンター 累計4所	区立保育園 累計38園 サポートセンター 累計4所
10	○	児童虐待対策の推進	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の運営 (会議、講演会、研修等の開催件数)	件	150	142
11		訪問育児サポーター事業	子育て支援課	サポーター活動回数	回	160	154
12		産前産後支援ヘルパー事業	子育て支援課	産前産後支援ヘルパー利用世帯数	日	220	245
13		ブックスタート	中央図書館	対象者数	人	—	4,396
				配布数	パック	—	4,313
14		あかちゃんタイム	中央図書館	実施回数 (13館)	回	25年度は全館の統計はとっていない	
				参加人数 (13館)	人		
				ボランティア従事人数	人		

26年度事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
20,000	20,000	子ども家庭支援センターにおいて、18歳までの子どもや保護者等を対象として、関係機関と連携を図りながら、ゆうラインや訪問等による相談、子育て相談サロン等子育て支援サービスの提供・調整等を行い、支援が必要な家庭への適切な支援を図っている。	6	子育て家庭のみならず、子ども自身や関係機関からもより多くの相談につながるよう、積極的な周知や啓発に取り組んだ。前年度より相談件数が増え、子育てに関する悩みや不安等の軽減を図った。	A 69/84 82%
1,800	1,800	短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人(利用会員)と、援助が出来る人(協力会員)との相互援助による事業。	6	会員確保のために、周知の強化を図り、前年度より会員が増えた。	
770	770	保護者が病気、出産などで一時的に子ども(0歳～12歳)を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院で宿泊による預かりサービスを実施した。	5	様々な要因から養育困難な状況にある保護者の利用が前年度より増加し、子育て家庭の支援を図った。	
累計9所	未定	ひととき保育を継続実施した。	4	前年度と同様のため。	
区立保育園 累計38園 サポートセンター 累計4所	未定	緊急一時保育を継続実施した。	4	前年度と同様のため。	
150	150	要保護児童対策地域協議会の各種会議や研修等を通じて、区と関係機関が児童虐待対策に関する情報共有等を図るとともに、構成員の対応力の向上や関係機関相互の連携を深めることで、子どもを虐待から守る地域ネットワーク機能を強化し、要保護児童等への適切な支援を図る。	5	要保護児童対策地域協議会の代表者会議や援助方針会議、個別事例支援会議等を通じて関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止策、早期発見・早期対応による重症化予防、高リスク事案への対応など、総合的な児童虐待対策を推進した。	
230	400	0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う。	5	サポーターの活動回数が前年度より上回り、育児不安の軽減等を図った。	
220	250	産前・産後の体調不良等のため家事育児が困難な核家族の家庭等をヘルパーが訪問し、母親や子どもの身の回りの世話及び育児相談を行うこと等により、保護者の子育ての支援を図る。	5	利用世帯数が前年度より上回り、家事育児の負担の軽減を図った。	
—	—	区内5ヶ所の保健センターでの4ヶ月児健診の際に、絵本とブックリストが入ったブックスタートパックを図書館員とボランティアが乳児の親子に手渡した。	5	平成14年度のブックスタート本格実施以降、97～98%の配布率を維持し、ボランティアとの協働も続けている。	
370	400	乳幼児連れで図書館が利用しやすいように、職員と図書館ボランティアが利用者をサポートする乳幼児専用タイムを設け、図書館来館を促した。	4	試行から実施へ移行した平成23年度には中央図書館のみだったが、現在は全館が実施している。しかし、毎週実施は中央と高井戸図書館のみで、ボランティアとの協働実施は8館に止まった。	
7,500	8,000				
290	350				

課題2 事業者と社会の意識啓発の促進

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
職場の中が男女平等であると思う人の割合（男女共同参画に関する意識と生活実態調査）	17.7%	—	—	—	30.0%

取組① 企業に向けての啓発

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		子育て優良事業者表彰制度	子育て支援課	表彰事業者数	所	5	5
2		技術実績評価型総合評価方式	経理課	（区が発注する建設工事において、競争入札参加者が、一定の期間の間に区の「子育て優良事業者表彰」を受けている場合や次世代育成支援対策推進法に定める認定を受けている場合に、ポイントの加点対象とした評価方式をそれぞれ試行します。）	—	—	—
3		施工能力等審査型総合評価方式	経理課	（杉並区が発注する予定価格3千万円を超える建設工事の入札において、競争入札参加者が、区の「子育て優良事業者表彰」を受けている場合、また、次世代育成支援対策推進法に定める認定を受けている場合に加点対象とする総合評価方式を実施します。）	—	—	—
4	○	企業啓発事業	男女共同参画担当	実施回数	回	1	0
			産業振興センター	講演会の開催	回	1	0

取組② 社会に向けての啓発

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	企業啓発事業【再掲】（目標Ⅱ、課題2、取組①）	男女共同参画担当	実施回数	回	1	0

【課題2 総合評価】

取組①	企業に向けての啓発（事業数5）	B	前年度と同水準で推移している。（57%）
取組②	社会に向けての啓発（事業数1）	C	目標に向けて取組を進めているが、予定された水準に達していない。（33%）

26年度事業計画	目標値（29年度）	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
5	5	従業員の子育て支援に積極的に取り組み、実績を挙げている区内の事業者・企業等に子育て優良事業者表彰を行った。	5	広報紙や区ホームページによる周知のほか、区内企業や産業団体等への啓発冊子の配布等の個別の勧奨により制度の周知につとめ、目標数の事業者を表彰することにつなげることができた。	B 17/30 57%
—	—	技術実績評価型総合評価方式を2件試行した。	4	技術実績評価型総合評価方式を2件試行により、入札参加者に対して意識啓発を行うことができた。	
—	—	施工能力等審査型総合評価方式を37件実施した。	4	施工能力等審査型総合評価方式を37件実施により、入札参加者に対して意識啓発を行うことができた。	
1	1	事業主、労務従事者等に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識啓発を主眼とした講演会等を行い、企業側の認識の向上を図る。	2	企業啓発講座は、東京都と共催で実施し、区単独では実施しなかった。	
1	各年度1回実施	事業主、労務従事者等に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識啓発を主眼とした講演会等を行い、企業側の認識の向上を図る。	2	25年度中に講演会を開催する予定であったが、東京都と共同して行うこととし、都と調整を進めた結果、26年度に開催することとした。	

26年度事業計画	目標値（29年度）	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
1	1	事業主、労務従事者等に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識啓発を主眼とした講演会等を行い、企業側の認識の向上を図る。	2	企業啓発講座は、東京都と共催で実施し、区単独では実施しなかった。	C 2/6 33%

(3) 目標 Ⅲ 生活上の困難を有する男女への支援

(取組の方向性)

- 生活上の困難を有する男女が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、子ども家庭支援センターや福祉事務所等において、専門知識を持った職員による相談支援を充実させていくとともに、杉並区就労支援センターによる就労相談や職業紹介を行っていきます。
- このような行政によるセーフティネットの構築に加えて、個人の実情に応じたきめ細やかな支援を継続的に行っていくためには、区民・事業者や地域社会における取組も重要です。
- 状況に応じて重層的な支援を行い、個人の自立を促すことで、その個性と能力を十分発揮できるような男女共同参画社会を実現していきます。

課題1 ひとり親家庭への支援

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
母子・父子自立支援員の相談件数 (子育て支援課)	2,832件	2,683件	2,753件	2,430件	3,200件

取組① 子育てを地域で支える仕組みづくり

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	ひとり親家庭相談制度の充実	子育て支援課 杉並福祉事務所	相談件数	件	2,760	2,753

取組② ニーズに応じた支援サービス

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		母子生活支援施設への入所支援	子育て支援課 杉並福祉事務所	入所世帯数	件	20	39
2		母子家庭等就労支援	子育て支援課	高等職業訓練促進給付金等支給件数	件	25	27
3		ひとり親家庭等の子育て支援	子育て支援課	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス利用世帯	世帯	45	45
4		母子・女性福祉資金貸付	杉並福祉事務所	貸付件数	件	181	311

【課題1 総合評価】

取組①	子育てを地域で支える仕組みづくり(事業数1)	A	目標をほぼ達成している。(83%)
取組②	ニーズに応じた支援サービス(事業数4)	A	目標をほぼ達成している。(92%)

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
2,430	2,800	母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや問題に対する相談を行い、関係機関と連携して適切な支援を行った。	5	相談件数は昨年度より上回り、きめ細やかな支援につながった。	A 5/6 83%

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
30	30	DV被害者等の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して、生活や就業の援助を行う母子生活支援施設への入所を支援した。	5	自立に向けた支援ができた。多くの母子を短期間で確実な自立ができるように母子・父子自立支援員の面談を増やし、施設の指導員と連携をし、支援につなげている。	A 22/24 92%
20	30	就労に向けた資格取得のための高等職業訓練促進給付金等の給付を実施するとともに、ハローワークや就労支援センター等関係機関と連携した就労支援を行った。	5	受給者のうち修了した者は、資格を取得するとともに就労等につながった。	
45	47	中学生以下の児童がいるひとり親家庭等が、就労等の事情で日常生活に支障を来している場合に、家事や育児を行うホームヘルパーが訪問しサービスを提供した。	6	前年度より利用者が増加し、生活の安定への支援を図った。	
171	171	母子家庭の経済的自立の支援と扶養する子の育成のための母子福祉資金、及び配偶者がいない女性の経済的自立と生活意欲の助長を図るための、女性福祉資金の貸付を行った。	6	貸付時及び卒業前に親子面接を実施し、生活意欲の向上を図り、経済的自立をめざす貸付が行われている。	

課題2 障害者への支援

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
年間新規就労者数 (障害者生活支援課)	89人	80人	106人	110人	115人

取組① 障害者の地域生活の充実

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	障害者の相談支援	障害者施策課 ※H26年度から 障害者生活支援課 から移行	サービス等利用計画案作成者数	人	1,009	875
2		障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保	障害者生活支援課	グループホーム整備数(累計)	所	知的 38 身体 2 精神 7	知的 36 身体 1 精神 7
3		訪問系サービスの充実	障害者施策課	居宅介護及び重度訪問介護利用人数 生活サポート事業人数	人	506	652
4		地域生活支援事業 (移動支援事業)	障害者施策課	移動支援事業利用者数	人	592	641
5	○	移動サービスの支援	保健福祉部管理課	移動サービスに関する相談受付件数	件	1,500	1,449
6	○	生活支援情報提供の推進	保健福祉部管理課	「いってきまっぷ」ホームページアクセス数	件	150,000	189,853
7		ふれあい収集	杉並清掃事務所	ふれあい収集対象世帯数	件	—	1,411

【課題2 総合評価】

取組①	障害者の地域生活の充実 (事業数7)	A	目標をほぼ達成している。(86%)
取組②	障害者の社会参加の促進 (事業数3)	A	目標をほぼ達成している。(89%)

26年度事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
1,006	2,600	障害者が抱える課題の解消や障害者福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援体制を充実する。	3	サービス等利用計画の作成までには、障害当事者や家族、および関係機関からの情報収集等の時間を要することや対応件数に限りがあることなど、課題がある。	A 36/42 86%
知的 36 身体 2 精神 7	知的 41 身体 2 精神 9	住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、社会福祉法人等と連携してグループホームを整備する。	4	計画値には達していないが、施設開設数は、平成24年度が3施設、25年度が4施設となっており、実績としては前年度と同水準で推移している。	
541	653	家事や入浴等の介助を行う居宅サービス等を給付し、日常生活の支援を行う。障害区分が非該当とされた方に対しては、生活サポート事業を実施しサービスを提供する。	6	サービスの給付により、障害者の日常生活の維持を確保することができた。	
615	1,030	外出の際に付き添いを行うヘルパーを派遣し、障害者の地域生活の充実と社会参加の促進を図る。	6	ヘルパー養成講座を行うことなどにより、ヘルパー派遣の要請に応えることができた。	
1,550	1,700	移動サービス情報センターにおいて移動困難者を対象に来所や電話により移動に関する相談を受けた。	5	ほぼ計画値に達成しているが、移動サービスに関する相談だけでなく、広く外出全般に関する相談がある。	
230,000	290,000	障害のある方、高齢の方、小さなお子さん連れの方等、すべての区民が、「いってきまっぷ」からバリアフリー協力店や区立施設のバリアフリー情報を入手し、まちに出て、まちを楽しむきっかけとする。	6	区ホームページからのリンクを工夫することにより、目標数を上回ることができた。	
—	—	ひとり暮らしの高齢者、障害者等で、身近に協力が得られず、自らごみを持ち出せない場合に、職員が自宅に訪問し、収集を行う。また、ごみが出ていない場合には、声かけや高齢者担当部署等への連絡など、対象者の安否確認も行う。特に平成22年度からは熱中症対策の一環で夏場の安否確認を強化した。 なお、平成25年度からは、ごみの収集に関わることを以外の区に対する相談や困りごとのお手伝いを行うため、季節ごとに「ふれあい連絡帳」の配布を開始した。	6	対象世帯数が前年度より増加しているとともに、新たに「ふれあい連絡帳」の配布を開始し、高齢者の見守りの充実にも寄与した。	

取組② 障害者の社会参加の促進

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		地域生活支援事業(移動支援事業) 【再掲】 目標Ⅲ、課題2、 取組①	障害者施策課	移動支援事業利用者数	人	592	641
2	○	移動サービスの支援 【再掲】 目標Ⅲ、課題2、 取組①	保健福祉部管理課	移動サービスに関する相談受付件数	件	1,500	1,449
3		就労支援事業	障害者生活支援課	ワークサポート杉並と区内障害者施設等からの新規就職者数	人	95	106

課題3 要介護高齢者等への支援

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
生きがいを感じている人の割合 (区民意向調査)	79.2% (H22年度高齢者実態調査)	79.2% (H22年度高齢者実態調査)	82.9%	81.0%	90.0%

取組① 地域での安定した暮らしの確保

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	生活支援情報提供の推進 【再掲】 目標Ⅲ、課題2、 取組①	保健福祉部管理課	「いってきまっぷ」ホームページアクセス数	件	150,000	189,853
2		ふれあい収集 【再掲】 目標Ⅲ、課題2、 取組①	杉並清掃事務所	ふれあい収集対象世帯数	件	—	1,411
3		民生児童委員活動	保健福祉部管理課	高齢者に関する相談・支援件数	件	—	3,427
4		成年後見制度の利用促進	保健福祉部管理課	成年後見制度利用手続き支援件数	件	1,000	904

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
615	1,030	外出の際に付き添いを行うヘルパーを派遣し、障害者の地域生活の充実と社会参加の促進を図る。	6	ヘルパー養成講座を行うことなどにより、ヘルパー派遣の要請に応えることができた。	A 16/18 89%
1,550	1,700	移動サービス情報センターにおいて移動困難者を対象に来所や電話により移動に関する相談を受けた。	5	ほぼ計画値に達成しているが、移動サービスに関する相談だけでなく、広く外出全般に関する相談がある。	
110	115	多様な実習や体験の場の整備、職業評価の実施による個別支援計画の作成、就労の場の開拓等の取組みを通じて就労支援を行った。(民間作業所・障害者雇用支援事業団、特別支援学校から就労した人数)	5	平成25年度のワークサポート杉並と障害者施設からの就職者は目標値の92.6%だった。特別支援学校から就職する生徒が増えている。	

【課題3 総合評価】

取組①	地域での安定した暮らしの確保(事業数12)	A	目標をほぼ達成している。(89%)
取組②	介護基盤の整備(事業数3)	A	目標をほぼ達成している。(94%)

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
230,000	290,000	障害のある方、高齢の方、小さなお子さん連れの方等、すべての区民が、「いってきまっぷ」からバリアフリー協力店や区立施設のバリアフリー情報入手し、まちに出て、まちを楽しむきっかけとする。	6	区ホームページからのリンクを工夫することにより、目標数を上回ることができた。	A 64/72 89%
—	—	ひとり暮らしの高齢者、障害者等で、身近に協力が得られず、自らゴミを持ち出せない場合に、職員が自宅に訪問し、収集を行う。また、ゴミが出ていない場合には、声かけや高齢者担当部署等への連絡など、対象者の安否確認も行う。特に平成22年度からは熱中症対策の一環で夏場の安否確認を強化した。 なお、平成25年度からは、ゴミの収集に関わることを以外の区に対する相談や困りごとのお手伝いを行うため、季節ごとに「ふれあい連絡帳」の配布を開始した。	6	対象世帯数が前年度より増加しているとともに、新たに「ふれあい連絡帳」の配布を開始し、高齢者の見守りの充実にも寄与した。	
—	—	高齢者から日々の生活の不安について相談を受け、必要に応じて地域包括支援センター等につなげるなど、日々の暮らしの中での困りごとの相談を受け、地域の方々が安心して生活できるよう支援する。	6	積極的に関係機関につなげており、多くの相談・支援活動を行った。	
950	1,200	成年後見センターでは、制度の普及啓発、相談事業、制度の利用手続き支援等を実施した。	5	計画値には達していないが、平成24年度の数値に比べ5%上回り、相談件数合計の51.5%を占めている。	

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
5		高齢者の見守りサービス	高齢者在宅支援課	たすけあいネットワーク			
				(地域の目) 登録者数	人	460	231
				あんしん協力員	人	570	567
				あんしん協力機関	団体	20	26
				配食サービスの実施	人	530	464
				緊急通報システム	件	1,050	1,237
				高齢者安心コール	世帯	60	71
6	○	高齢者のための相談窓口の充実	高齢者在宅支援課	(地域包括支援センターケア24を中核に高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスにつなげる等の支援を行う。)	—	—	—
7	○	安心おたっしや訪問	高齢者在宅支援課	安心おたっしや訪問の実施	—	実施	実施
8		高齢者等応急一時居室の提供	住宅課	借上げ室数	戸	80	63
				利用室数	戸	70	51
9		高齢者住宅の運営	住宅課	高齢者住宅の提供	世帯	374	374
10		高齢者等アパートのあっせん	住宅課	利用件数	件	180	184
11		高齢者等入居支援事業	住宅課	利用件数	件	150	105
12	○	移動サービスの支援 【再掲】 目標Ⅲ、課題2、 取組①	保健福祉部管理課	移動サービスに関する相談受付件数	件	1,500	1,449

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
490	320	高齢者の孤立化を防ぎ、地域の中で安心して生活ができるよう、地域包括支援センターケア24を拠点として、あんしん協力員、あんしん協力機関が見守りを行う「ひとり暮らし高齢者等たすけあいネットワーク」のほか、配食サービス、緊急通報システムなどの見守りサービスを提供する。	5	様々な事業を通して、地域の高齢者に対する見守りが実施できた。	
580	600				
20	34				
530	実施 500				
1,100	2,000				
60	130				
—	—				
実施	実施	高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、一定の要件に該当する高齢者を対象に、地域包括支援センター職員、民生委員及び区職員による訪問を行い、安否を確認するとともに、医療や福祉等の支援が必要と考えられる対象者について、適切な支援につなげるための案内を行う。	5	高齢者に対し、民生委員及び地域包括支援センター（ケア24）職員との相談しやすい関係づくりや、必要なサービスへのつながりができた。	
70	70	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親家庭、災害被災者、DV被害者で、立ち退きや被災等により緊急に住宅の確保が必要な場合、一時的に区が借上げてる民間アパートを提供し、新たな住まいの確保を支援した。	6	緊急に住宅が必要となった区民に、迅速に応急一時居室を提供している。	A 64/72 89%
60	60				
375	375	高齢者を対象として、手すりなど高齢者に配慮した設備を設けた集合住宅。空き室待ち登録の募集を年1回5月に行う。	6	空き待ち登録者を決定し、空き室が出た場合でも短期間に入居者をあっせんしている。	
200	200	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親家庭、災害被災者、DV被害者で、立ち退きや被災等により新たに住宅の確保が必要な場合、宅建杉並支部と連携し、民間アパートのあっせんを行った。	5	アパートあっせん事業により、民間アパートをあっせんするが、契約できない場合がある。	
150	150	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親家庭、災害被災者、DV被害者が、民間アパート居住に際し、契約時における家賃等債務保証制度の利用、高齢者への見守りサービス、高齢者及び障害者（単身）へ葬儀の実施、残存家財の撤去制度を提供することにより、民間アパート入居に対する支援を行った。	4	貸主が安心してアパートを提供できるような制度を提供し、住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で生活できるよう支援した。	
1,550	1,700	移動サービス情報センターにおいて移動困難者を対象に来所や電話により移動に関する相談を受けた。	5	ほぼ計画値に達成しているが、移動サービスに関する相談だけでなく、広く外出全般に関する相談がある。	

取組② 介護基盤の整備

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	認知症高齢者グループホームの整備【再掲】 目標Ⅱ、課題1、取組①	高齢者施策課	施設整備数（累計）	所	19	19
2	○	特別養護老人ホームの整備【再掲】 目標Ⅱ、課題1、取組①	高齢者施策課	施設整備数（累計）	所	12	12
3		介護老人保健施設の整備	高齢者施策課	施設整備数（累計）	所	3	3

課題4 就労支援の推進

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
就労支援センターの支援による就職者数（産業振興センター）	—	109人	606人	600人	2400人 (H25～H29の延人数)
福祉事務所の就労支援プログラム対象者数（杉並福祉事務所）	552人	567人	610人	700人	700人

取組① 若者への就労支援

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		青少年の社会参加支援	生涯学習推進課	すぎなみしゃべり場延べ参加人数	人	300	348
2	○	就労支援センターの運営(若者就労支援コーナー・ハローワークコーナー)	産業振興センター	就職者数	人	450	606
3	○	就労準備訓練等支援事業	産業振興センター	利用登録者数	人	29	29

取組② 生活保護受給者に対する就労支援

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	被保護者等自立支援	杉並福祉事務所	就労支援プログラム作成件数	件	600	610
2		ハローワークによる出張相談	杉並福祉事務所	支援対象者数	人	100	107

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
20	28	平成25年度においては新たに2施設が開設し、民間事業者整備計画の補助事業者選定と建設助成を行うとともに、区有地活用により公募選定した事業者へ建設助成を行った。	6	建設助成等を行い、新たに3施設、定員63人の整備を進めることができた。	A 17/18 94%
14	18	新たに1施設が開設し、平成26年度開設に向け、和泉四丁目区有地、和田一丁目民有地、高円寺北一丁目区有地での整備法人に対して建設助成を行った。また、既存の8施設に対して独立行政法人福祉医療機構借入金償還費補助を行った。	6	建設助成等を行い、新たに4施設、定員231人の整備を進めることができた。	
4	5	高井戸西一丁目民間事業者に建設助成を行った。また、既存の1施設に対して独立行政法人福祉医療機構借入金償還費補助を行った。	5	平成26年10月新規開設に向け、整備を進めることができた。	

【課題4 総合評価】

取組①	若者への就労支援（事業数3）	A	目標を達成している。（100%）
取組②	生活保護受給者に対する就労支援（事業数2）	A	目標を達成している。（100%）

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
300	300	青年期の社会適応力の向上をめざし、不登校やひきこもり、コミュニケーションに不安を抱える方を対象としたフリースペース「すぎなみしゃべり場」や、保護者向け講座を開催した。	6	25年度はすぎなみしゃべり場の実施回数を増やすことができたため、計画以上の実績を上げることができた。（25年度48回。暦により変動あり）	A 18/18 100%
450	520	相談者一人ひとりの状況に応じた伴走型の就労準備相談を実施するとともにハローワークと連携した就労支援を行った。	6	計画よりも大幅に就職者数が増加した。	
70	90	様々な就労阻害要因を抱えている方が一般就労できるように、平成25年11月から事業を開始した。	6	計画どおりに順調に推移した。	

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
700	700	生活保護受給者等の経済的自立を促すため、福祉事務所の就労支援専門員や委託事業者支援員の知識やノウハウを活用し、就労支援プログラムを策定し、働きかけを行った。	6	就労支援専門員と委託事業者支援員による就労達成者数（生活保護廃止者・就労による収入増者）が、24年度を上回っており、きめ細かく、かつ効果的な支援が行われている。	A 12/12 100%
150	150	ハローワークから就職支援ナビゲーターの派遣を受け、生活保護受給者等に対し、求職相談、及び企業面接に向けた手続き・指導などの支援を行った。	6	ハローワーク就職支援ナビゲーターと福祉事務所ワーカー・就労支援専門員とのチーム支援(特定支援)により、就労達成者数は、24年度を上回り、引き続き効果を上げている。	

(4) 目標Ⅳ 人権が尊重される社会の形成

〈取組の方向性〉

- あらゆる暴力の根絶をめざし、区立男女平等推進センターや福祉事務所等の相談機関のさらなる周知に努めるとともに、措置が必要な場合には、福祉事務所、子ども家庭支援センター等との連携を深めることで、個々の被害者の状況と意思に応じた保護や自立支援の制度を拡充していきます。
- 心身の健康についての正確な知識と情報の提供とあわせて年代や生活環境に応じた健康診断や健康支援等の取組を進めていきます。

課題1 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
DV被害者が公的機関に相談した割合（男女共同参画に関する意識と生活実態調査）	6.6%	—	—	—	10.0%

取組① 未然防止・早期発見

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	配偶者等からの暴力についての意識啓発	男女共同参画担当	実施	—	充実	ロビーでのパネル展示・ポスターの掲示 懸垂幕の掲出 啓発用品の配布 デートDV防止講座 (大学と共催)
2		あらゆる暴力・女性問題に対する相談	保健センター	相談件数	件	—	実60 延260 (5保健センター 合計)
3	○	男女平等推進センター相談事業	男女共同参画担当	相談件数	件	—	751

【課題1 総合評価】

取組①	未然防止・早期発見（事業数3）	B	前年度と同水準で推移している（72%）
取組②	相談体制の充実（事業数6）	B	前年度と同水準で推移している（78%）
取組③	被害者の保護・自立支援（事業数8）	B	前年度と同水準で推移している（75%）
取組④	関係機関の連携（事業数1）	C	目標に向けて取組を進めているが、予定された水準に達していない（33%）

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
充実	充実	女性に対する配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であることの意識を高めるため、パネル展示、ポスターの掲示、DV防止啓発カードの配布などにより啓発を進めた。また、交際相手からの暴力であるデートDVの防止についても、意識啓発の取組を進めた。	5	女性に対する暴力をなくす週間に合わせ、区役所ロビーでのパネル展示、区施設へのポスター掲示、DV防止啓発カードの配布などにより啓発を進めた。また、ロビー展示の時期に合わせ、広報すぎなみの「人権週間」にも掲載し啓発を行った。	B 13/18 72%
—	—	母子保健事業や保健師の地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し、関係機関と連携して対応した。今後もあらゆる場面で相談を充実させ、関係機関との連携強化により、適切な対応をしていく必要がある。	4	平成22年度の実績報告からみると相談件数が増えている。	
—	—	男女平等推進センターで、一般相談（電話・面接）・弁護士による法律相談を実施した。	4	相談者にきめ細やかな対応ができており、また、必要に応じ他機関への紹介も適切に行われている。	

取組② 相談体制の充実

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		配偶者暴力相談支援センター機能の整備	男女共同参画担当	機能整備に関する検討・会議	—	検討	推進会議幹事会 2回 機能整備検討会 6回 視察3回
2	○	母子・女性・家庭相談	杉並福祉事務所	母子・女性・家庭相談件数	件	1,800	1,917
3		子どもと家庭の相談 (DV相談)	子育て支援課	相談件数	件	—	18
4	○	男女平等推進センター相談事業【再掲】(目標Ⅳ、課題1、取組①)	男女共同参画担当	相談件数	件	—	751
5		あらゆる暴力・女性問題に対する相談【再掲】(目標Ⅳ、課題1、取組①)	保健センター	相談件数	件	—	実60 延260 (5保健センター合計)
6		ひとり親家庭相談・関連制度支援	子育て支援課 杉並福祉事務所	相談件数	件	2,760	2,753

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
検討	整備	配偶者暴力相談支援センターの機能整備について、検討を進めるとともに、先行自治体への視察を行った。(港区・板橋区・ウイメンズプラザ)	5	港区・板橋区・東京ウイメンズプラザの配偶者暴力支援センターの視察を結果を踏まえ、配偶者暴力相談支援センターの機能整備について、関係部署間で情報共有を図ることができた。	B 28/36 78%
1,800	1,800	夫等からの暴力や離婚問題その他家庭内の問題などの相談に応じ、関連機関相互の連携を図り、効果的な援助を行った。また、DV被害者を保護し、自立した生活への支援も行った。	5	相談者に対して丁寧に聴き取りをし、相談者の気持ちと生活の安定を図っている。また、関係機関との連携を密にして対応を行っている。	
—	—	子どもと家庭に関する総合相談、ひとり親家庭支援の中で、DV相談にも応じ、母子生活支援施設への入所案内等の支援を行った。	5	相談者にきめ細やかな対応を行い、必要に応じた支援を図った。	
—	—	男女平等推進センターで、一般相談(電話・面接)・弁護士による法律相談を実施した。	4	相談者にきめ細やかな対応ができており、また、必要に応じ他機関への紹介も適切に行われている。	
—	—	母子保健事業や保健師の地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し、関係機関と連携して対応した。今後もあらゆる場面で相談を充実させ、関係機関との連携強化により、適切な対応をしていく必要がある。	4	平成22年度の実績報告からみると相談件数が増えている。	
2,430	2,800	母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや問題に対する相談を行い、関係機関と連携して適切な支援を行った。	5	相談件数は昨年度より上回り、きめ細やかな支援につながった。	

取組③ 被害者の保護・自立支援

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	母子・女性・家庭相談 【再掲】 (目標Ⅳ、課題1、取組②)	杉並福祉事務所	母子・女性・家庭相談件数	件	1,800	1,917
2		住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置	区民課	支援措置申出件数	件	—	413
3		DV被害者等に対する国民健康保険の支援措置	国保年金課	DVを理由とした国民健康保険の特例加入の件数	件	—	—
4		DV被害者等に対する就学事務	学務課	(被害者及び子どもの安全確保のため、加害者の追及が及ばないように、区立小・中学校への入学、転校、在籍状況等の適正な管理を行います。)	—	—	—
5		DV被害者等に対する就学援助	学務課	(経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、学校給食費や学用品の費用の一部について就学援助を行います。)	—	—	—
6		DV被害者等に対する保育等の支援措置	保育課	DV被害者等に対する保育等の支援	—	支援実施	支援実施
7		母子生活支援施設への入所支援 【再掲】 (目標Ⅲ、課題1、取組②)	子育て支援課 杉並福祉事務所	入所世帯数	件	20	39
8		外国人相談	杉並区交流協会	外国人相談件数	回	191	191

取組④ 関係機関の連携

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	「女性に対する暴力」問題対策連絡会議	男女共同参画担当	連絡会議	回	1	0

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
1,800	1,800	夫等からの暴力や離婚問題その他家庭内の問題などの相談に応じ、関連機関相互の連携を図り、効果的な援助を行った。また、DV被害者を保護し、自立した生活への支援も行った。	5	相談者に対して丁寧に聴き取りをし、相談者の気持ちと生活の安定を図っている。また、関係機関との連携を密にして対応を行っている。	B 36/48 75%
—	—	住民基本台帳法に基づき、DV等被害者の現住所地が加害者に伝わらないよう、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。	4	DV被害者等の閲覧制限の申し出に対して、従前どおり対応し制限を行った。	
—	—	住民基本台帳及び戸籍附票の閲覧などの制限措置があってもなお、住民登録を変更することができない場合、現在の住所地などの確認ができれば、国民健康保険に加入できる取り扱いを行った。	5	申出のあった方から事情を伺い、必要な方には特例加入の手続きを行っている。	
—	—	区に住民票がない場合であっても、被害者からの申し立てや子ども家庭支援センター等関係機関との連携により居住の実態を確認したうえで、子どもに不利益とならないよう適切に対応した。	4	日頃から、子ども家庭支援センター、児童相談所、各市区町村の教育委員会と連携を図り、DV被害者等の情報把握に努めた。被害者(子ども)の不利益とならないよう、個人情報の取扱いに最善の注意を払いながら、就学事務を行っている。	
—	—	就学援助の申請にあたって、区に住民票がない場合であっても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認したうえで、ひとり親世帯に準じたものとして適切に対応した。	4	特別な事情等を考慮し、また、個人情報の取扱いに最善の注意を払いながら、適切に就学援助の認定審査を行っている。	
支援実施	支援実施	DV被害者等に対する保育等の支援を実施した。	4	前年度と同様のため。	
30	30	DV被害者等の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して、生活や就業の援助を行う母子生活支援施設への入所を支援する。	5	自立に向けた支援ができた。多くの母子を短期間で確実な自立ができるように母子自立支援員の面談を増やし、施設の指導員と連携をし、支援につなげている。	
200	—	24年度から区政相談課と連携し、区政相談課の窓口の一部をお借りして、庁舎内での来客に臨機応変に対応ができるようにした。また、回数も増やして利用しやすいように努めた。	5	利用者の増、適切な対応がなされており、庁舎内に移動した効果が表れている。また、区職員の利用も増加している。	

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
1	1	関係機関が情報を共有し意見交換の機会を持つことにより、DV等の被害者への適切な対応を連携して行えるよう連絡会議を開催する。	2	関係機関との必要な情報共有や意見交換については、個別に適切な対応を図り、連絡会議の開催には至らなかった。	C 2/6 33%

課題2 生涯にわたる心と体の健康支援

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
自分の健康状態を健康と感じている人の割合 (区民意向調査)	86.0%	86.3%	85.9%	89.0%	90.0%

取組① 健康に対する啓発

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		生活習慣病予防対策	健康推進課	講座数	講座	19	19
				参加者数	人	1,000	1,102
2		保健センター健康講座	健康推進課	講座数	講座	50	52
				参加者数	人	1,500	1,378

取組② 保健指導・健康診査の充実

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		特定健康診査・特定保健指導	国保年金課健康推進課	特定健康診査	人	53,919	44,895
				特定保健指導	人	3,064	791
2		がん検診	健康推進課	受診者数	人	100,000	101,772

取組③ 健康保持・増進への支援

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		保健センター健康講座 【再掲】 (目標Ⅳ、課題2、取組①)	健康推進課	講座数	講座	50	52
				参加者数	人	1,500	1,378

【課題2 総合評価】

取組①	健康に対する啓発（事業数2）	A	目標をほぼ達成している。（92%）
取組②	保健指導・健康診査の充実（事業数2）	B	前年度と同水準で推移している（72%）
取組③	健康保持・増進への支援（事業数1）	A	目標を達成している。（100%）

26年度事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
18	18	メタボリックシンドローム予防教室やスマートライフ推進教室（運動・栄養・禁煙）を開催した。	5	若い世代のメタボリック教室や、テーマ別の健康講座を地域の民間事業所と協力して開催した。	A 11/12 92%
1,000	1,000				
52	52	区民の健康づくりを推進するため、保健センターで健康増進教室を開催した。	6	健康課題に即した健康講座を開催した。	
1,200	1,200				

26年度事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
56,760	56,760	国民健康保険に加入している40歳から74歳の方に、メタボリックシンドロームに着目した検査項目の健診を実施した。男女別に受診勧奨ハガキの送付も実施した。	4	受診勧奨ハガキの送付等行ってみたが、前年より受診者が少なかった。	B 13/18 72%
1,482	1,482				
103,000	105,000	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診の自己負担の軽減や電子申請申込受付を開始し、受診率向上をめざした。女性特有の乳がん、子宮頸がん検診について、対象年齢の方に無料クーポン券を配布するとともに、個別再勧奨を実施した。また、成人式にて子宮頸がん検診の普及啓発を行った。	6	受診者数が前年度と比較して増加した。	

26年度事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
52	52	区民の健康づくりを推進するため、保健センターで健康増進教室を開催した。	6	健康課題に即した健康講座を開催した。	A 6/6 100%
1,200	1,200				

目標V 男女共同参画を推進する社会づくり

〈取組の方向性〉

- 家庭、地域、職場等、あらゆる場面において、男女平等を推進し性別に関わりなく個人を尊重する社会の実現に向けて、区民や企業・事業主を対象に意識啓発に関する取組をこれまで以上に推進していきます。
- 学校教育においても、児童・生徒が男女の互いの違いを認めつつ、一人ひとりの個性や能力を伸ばすことができるよう、人権教育のひとつとして男女平等を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。
- 「杉並区男女共同参画都市宣言」を踏まえ、区の全ての組織において男女共同参画を考慮した組織、事業の運営を行います。区立男女平等推進センターについては、何よりもその周知が課題となっていることから、男女共同参画社会実現のための活動拠点として、関係団体等との協働のもと、事業のさらなる充実、及び組織の活性化と周知PRに力を入れていきます。

課題1 男女共同参画に関する普及啓発

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
啓発講座の実施回数 (男女共同参画担当)	10回	15回	12回	15回	15回

取組① 区民等に向けた啓発

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	男女共同参画啓発事業の実施	男女共同参画担当	実施	—	充実	ロビーでのパネル展示・広報「すぎなみ」掲載 ポスターの掲示 懸垂幕の掲出 啓発用品の配布
2		男女共同参画情報の収集・提供	男女共同参画担当	情報資料・交流コーナー 図書貸出し利用者	人	—	2,656
3	○	男女平等推進センター 啓発講座の開催	男女共同参画担当	講座数	講座	5	5
				延参加者数	人	500	459

取組② 女性団体等の育成

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	男女平等推進センター 啓発講座の委託	男女共同参画担当	講座数	講座	5	5
				延参加者数	人	500	459
2		男女共同参画のための団体活動の支援	男女共同参画担当	貸出回数	件	580	572

【課題3 総合評価】

取組①	区民等に向けた啓発（事業数3）	A	目標をほぼ達成している。（94%）
取組②	女性団体等の育成（事業数2）	A	目標をほぼ達成している。（83%）

26年度事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
充実	充実	男女共同参画週間(6月)に合わせ、区役所ロビーでパネル展を行った。区施設にポスターを掲示、広報紙に啓発記事を掲載し、男女共同参画への啓発活動を行った。	6	区役所ロビーでの展示だったため、来庁した多くの方への啓発ができた。	A 17/18 94%
—	—	男女平等推進センターの情報・資料コーナーにおいて、情報提供を行うとともに、男女共同参画関連図書等の貸出・提供を行った。	6	最新の資料による情報提供や、区民からのリクエストによる新刊図書の購入を含め、関連図書等の貸出・提供を行った。	
5	5	男女共同参画をさらに推進し、性別にかかわらず個性や能力を活かすことができる社会を実現するため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)など幅広いテーマや内容の講演会やワークショップなどを開催した。	5	募集数を上回る11講座の応募の中から5講座延べ12回の企画を実施した。 ①「安全な」親子・家族とは たたかない、どならない子育て ②杉並にゆかりの女性シリーズ10 相馬 黒光II ③カップルで取り組む「ワークライフ バランス・ワークショップ」 ④いつまでも元気に若々しく! ⑤心が軽くなる「家族コミュニケーション講座」	
500	500				

26年度事業計画	目標値 (29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
5	5	男女平等推進センターの啓発講座の企画運営を、区内で活動する女性団体等に委託することにより、活動の場・機会を提供した。	5	区内で活動している団体から男女平等推進センターで実施する啓発講座の企画を募集し、委託により様々なテーマの講座を実施した。	A 10/12 83%
500	500				
—	充実	登録団体を中心に男女平等推進センターの集会所の貸出を行った。	5	団体活動の場の提供により、活動を支援した。	

課題2 男女平等に関する教育・学習の推進

指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	29年度目標
学校教育の場での男女平等と感じる人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	61.6%	—	—	—	70.0%

取組① 男女平等に関する学校教育等の推進

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		人権教育	済美教育センター	(学校教育全体を通して人権を尊重する精神の涵養をより一層徹底し、人権教育の本質についての授業研究や先進校の訪問等によって教職員の認識を深めさせ、教育内容や指導方法の改善を図ることを目的に人権教育研修を実施します。)	—	—	—
2		家庭教育支援	学校支援課	家庭教育講座(主催・共催)の開催(5歳から中学生を持つ保護者対象)	回	29	22

課題3 推進体制の充実

(指標なし)

取組① 国・都等関係機関との連携による男女共同参画の推進

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		国・東京都等との連携	男女共同参画担当	連絡会議	回	○特別区女性 主管課長会 ○都内女性 センター館長 等会議	○特別区女性 主管課長会 3回 ○都内女性 センター館長 等会議1回

【課題2 総合評価】

取組①	男女平等に関する教育・学習の推進(事業数2)	B	前年度と同水準で推移している(75%)
-----	------------------------	---	---------------------

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
—	—	学校教育全体を通して人権を尊重する精神の涵養をより一層徹底し、人権教育の本質についての授業研究や先進校の訪問等によって教職員の認識を深めさせ、教育内容や指導方法の改善を図ることを目的に人権教育研修を実施した。	5	若手教員育成研修(1年次)において「教師として必要とされる人権感覚」、10年経験者研修において「人権教育の充実に向けて」をテーマにした研修を行うとともに、杉並区立学校人権教育推進委員会の企画・運営による研究授業を実施した。	B 9/12 75%
29	29	小学校PTA連合協議会と協働し家庭教育講座(主催)を区内7か所で行った。また団体からの企画提案を受け、15団体の家庭教育講座の支援を行った(共催)。	4	家庭の教育力を高めることを目的に、保護者や子育て支援団体の主体性を尊重し、学習機会の充実を図っているが、家庭教育講座(共催)の回数が伸びなかった。	

【課題3 総合評価】

取組①	国・都等関係機関との連携による男女共同参画の推進(事業数1)	B	前年度と同水準で推移している(67%)
取組②	区民・事業者・団体等の協働による男女共同参画の推進(事業数2)	B	前年度と同水準で推移している(58%)
取組③	職員の意識啓発(事業数1)	B	前年度と同水準で推移している(67%)

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
○特別区女性 主管課長会 ○都内女性 センター館長 等会議	実施	特別区女性政策課長会、都内女性センター館長等会議に出席し、東京都や、他の自治体との情報交換等を行い、男女共同参画の取組についての情報交換・連携を図った。	4	東京都、他の自治体との間で必要な情報交換・連携を図ることができた。	B 4/6 67%

取組② 区民・事業者・団体等の協働による男女参画の推進

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1	○	男女平等推進センター啓発講座の委託【再掲】(目標V、課題1、取組②)	男女共同参画担当	講座数	講座	5	5
				延参加者数	人	500	459
2		男女共同参画推進区民懇談会	男女共同参画担当	区民懇談会の開催	回	実施	0

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
5	5	男女平等推進センターの啓発講座の企画運営を、区内で活動する女性団体等に委託することにより、活動の場・機会を提供した。	5	区内で活動している団体から男女平等推進センターで実施する啓発講座の企画を募集し、委託により様々なテーマの講座を実施した。	B 7/12 58%
500	500				
3	3	学識経験者や公募区民、地域団体等代表で構成する「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」を通して、男女共同参画についての区民意見を取組等に反映させる。	2	25年度に開催する予定であったが、調整の結果、26年度に開催することとした。	

取組③ 職員の意識啓発

	重点事業	事業名	担当課	内容	単位	25年度事業計画	25年度事業実績
1		職員の人材育成	職員課(人材育成担当)	職員研修	—	—	—

26年度事業計画	目標値(29年度)	取組内容	評価	評価の理由	総合評価
—	—	新任研修、二年目研修、また特別区職員研修所での研修において、男女共同参画や人権問題についての必要な知識の習得を行った。	4	集合研修として継続的に研修を実施した。	B 4/6 67%

7 杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見

目標Ⅰ あらゆる分野で男女が個性や能力を発揮できる社会づくり

課題1 政策や方針の意思決定における女性の参画の拡大
①各種審議会等への参画の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・女性の登用の実績が、目標値に対しマイナス3.7%であり、各種審議会の女性の参画は決して伸びていない。前年と同水準で推移してB評価というのは好ましい状況ではないが、区で女性の登用の変化を今後も広く周知してほしい。 ・「管理職を増やす」の評価は4がついているが、実態としては低迷していると思う。有資格者を育成して、管理職になるための受験のチャンスの拡大に向けた取組を行ってほしい。 ・職員になる段階では女性も数が多いと聞くと、育児などいろいろな事を考えてあきらめてしまう人は多いのではないかと。男性職員も率先して育休をとるように制度面で支えていく必要がある。 ・男女共同参画の部署が中心となって審議会の委員の目標数値を決めて、各課に働きかけるなど努力をしてほしい。 ・職員の意識啓発について、職員の意識を高め主導的な役割を果たすために、男女共同参画の担当として積極的に情報の収集に努めることも必要ではないか。 ・家庭を大事にするという考えもあり、価値観に変動もあるので一概に良い悪いは言えないが、杉並区で男性職員がどれだけ育休を取っているか、というような指標をつけられないか。
課題3 地域防災における男女共同参画の推進
①女性の視点を踏まえた防災対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議の女性委員の割合が12.1%、2名増えたという事で評価が6ということだが、何をもちて高い評価になったのか、評価基準の考え方がわかりにくい。 ・委員の選定が団体推薦であるという事がネックになっているのではないかと。関係団体から推薦を受けている委員の場合、団体の構成で男性が多いという話が出たが、本来女性が50%いてもおかしくない。今後はその点に取り組むべきではないか。

目標Ⅱ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

課題1 仕事と生活が調和した働きやすい環境の整備
②安心して子育てができる環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の要保護児童数の通報件数も年々増加しており、その要因のひとつに心理的虐待が増えていることがあり、その中にはDVも含まれる。区では、虐待は子育て支援課、DV対策は男女共同参画担当になっているが、実態としては非常に増えている。配偶者暴力相談支援センターでの救済も必要だが、虐待とDVの関係、暴力の関係というのをもう少し考えてほしい。具体的な予防策を一つの項目として加えられないか。
課題2 事業者と社会の意識の促進
②社会に向けての啓発
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等について、学校の中での調査では60%以上となっているが、実社会では30%台である。社会、区民に向けての啓発が必要である。前年同様のC評価としても、一步、一步進めていくという姿勢が大切である。

目標Ⅳ 人権が尊重される社会の形成

課題1 男女共同参画を阻害する暴力の根絶
④関係機関の連携
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力支援センター機能整備と共に、関係機関との連携を重点的に続けてほしい。

参考資料

平成26年1月28日
杉並第55712号

杉並区男女共同参画推進区民懇談会設置要綱（平成11年7月14日杉児女発第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、杉並区男女共同参画推進区民懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第2条 懇談会は男女共同参画に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聞くことを目的とする。

- （1）区民の意識啓発に関すること。
- （2）男女共同参画社会の実現に向けた杉並区行動計画の推進に関すること。
- （3）男女共同参画都市宣言に関すること。
- （4）その他、区民生活部長が必要と認めた事項

（構成）

第3条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）学識経験者 3名以内
- （2）地域団体等から推薦を受けた者 10名以内
- （3）一般公募 10名以内

（運営）

第4条 懇談会は、必要に応じて区民生活部長が招集する。

- 2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適したものを選出する。
- 3 区民生活部長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 懇談会は、公開とする。
- 5 懇談会は平成28年3月31日までの期間において、必要に応じて開催する。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、区民生活部管理課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、区民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

NO.	選出分野	役職・団体名	氏 名	
1	学識経験者	津田塾大学 国際関係学科	武田 万里子	
2		弁護士	垣見 隆	
3	地域団体等 推薦	杉並区民生委員児童委員協議会	馬場 容子	
4		杉並区町会連合会	堤 一男	
5		杉並区商店会連合会	筒井 弘	
6		杉並女性団体連絡会	鳥生 千恵	
7		東京都労働相談情報センター所長	比留間 晴久	
8		社会福祉法人救世軍社会事業団 救世軍婦人寮々長	室 孝子	
9		杉並区立男女平等推進センター 利用者懇談会	平山 勢津子	
10		一般公募		小熊 万里
11				和田 直也
12			山田 由理子	
13			浅川 映子	
14			天野 隆雄	
15			深井 希代	
16			赤池 紀子	
17			鈴木 亜矢子	
18			水木 育代	
19			忽滑谷 元曠	

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会）

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条 — 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 — 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 — 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共

団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担

等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的

な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有す

る者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める

日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

杉並区男女共同参画行動計画
～理解・信頼・支えあいの共同参画社会をめざして～

登録印刷番号

26-0097

進捗状況調査報告書（平成25年度実績）

平成27年2月発行

区民生活部管理課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
TEL (03) 3312-2111 (大代表)

☆ 杉並区のホームページでご覧になれます。 <http://www.city.suginami.tokyo.jp>